

平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）会議録（第1日）

平成28年2月24日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第6号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第8号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第9号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
町長施政方針
- 15 議案第10号 町道路線の認定について
- 16 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 24 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 30 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算
- 33 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

- 34 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 35 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 36 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 37 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 38 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 39 議案第17号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 40 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 41 発議第1号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第5号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第6号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第8号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第9号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 町長施政方針
- 15 議案第10号 町道路線の認定について
- 16 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 17 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 18 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 24 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 28 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 30 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算
- 33 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 34 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 35 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 36 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 37 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 38 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 39 議案第17号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 40 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 41 発議第1号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

会議に出席した議員

1番	長谷川 正 信	2番	玉 田 正 典
3番	神 南 隆 司	4番	中 薮 清 志
5番	堀 卓 史	6番	藤 澤 元之介
7番	首 藤 佳 隆	8番	福 井 輝 昭
9番	平 田 孝 義	10番	吉 田 日出夫
11番	清 原 良 典	12番	中 島 貞 次
13番	服 部 千 秋	14番	橋 本 恭 子
15番	森 田 眞 一	16番	井 村 淳 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	森 文 彰
書 記	友 政 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	三 輪 元 昭	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝
監 査 委 員	水 野 賢 司	総 務 課 長	山 本 紀 弘

議長挨拶

○議長（井村淳子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節

となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）が開会できますことは、町政発展のためまことに御同慶にたえません。

今期定例会では、平成28年度本町行政の根

幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の改正など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。

さて、平成28年度予算編成において、国においては、強い経済を実現するとともに、少子・高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みやT P Pを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取り組みといった重要課題に関して、経済・財政再生計画の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処することとして予算編成が行われています。

本町においても、財政状況は依然として厳しいですが、地方再生の取り組みを初め、安心で安全なまちづくりのためにあらゆる英知を結集し、町の発展に努めなければなりません。

議会としましても、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託に応えてまいる所存であります。

平成28年度の町政運営の方針につきましては後ほど町長から説明がございまして、会期中には新年度予算審査のための一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）が開会されるに当たりまし

て、一言御挨拶を申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては、公私とも御多忙のところ御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

今期定例会におきましては、予算案件として、平成27年度補正予算案7件、平成28年度当初予算案7件、そのほか条例案件18件、その他案件1件の計34件の議案と人事案件の諮問1件の計35件の案件を提出させていただいており、御審議をお願い申し上げます。また、後日追加で契約案件1件を提出させていただく予定をしております。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

○議長（井村淳子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井村淳子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、服部千秋議員、橋本恭子議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（井村淳子） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの31日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの31日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（井村淳子） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等34件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、山本紀弘総務課長には本日の会議と定例会3日目の会議に、北陽一郎税務課長、三木孝秀町民課長、塩井英裕生活環境課長、森田好紀高年介護課長、杉原勝由産業経済課長、八幡充治まちづくり課長、森川敏文上下水道事業所長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（井村淳子） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から12月17日、12月24日、1月7日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

### 日程第5 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（井村淳子） 日程第5、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。学校教育施設の整備・充実について。

2、調査年月日。平成27年6月9日（火）から平成28年2月10日（水）の間で計9回。

3、調査の経過及び意見。

調査中の課題について、以下のとおり報告する。

調査詳細項目①。

町内4幼稚園の現状について調査を行うこととし、当局立ち会いのもと視察を行った。

太田幼稚園については、27年度予算で預かり保育の部屋にエアコンを設置するほか、園舎北側の水路の清掃は水利権者等と調整する。

龍田幼稚園については、子育て支援5カ年計画の中で、現状の部屋のままで認定こども園化することを想定しているほか、遊戯室の雨漏りは原因を調査したい。

石海幼稚園については、劣化が著しいげた箱は新年度予算で対応を考えるほか、27年度に園児トイレの洋式化を行う。

斑鳩幼稚園については、26年度から持ち越した耐震診断の評価を受ける。

また、3歳児の受け入れについては、太田幼稚園以外の3園は空き教室で可能であるとの説明を受けた。

委員からの意見①。

太田幼稚園について、園児用トイレの劣化やタイルの剥がれ、廊下天井部や支柱の劣化等があるので、耐震補強対策とあわせて早期の対応を検討するべきである。

龍田幼稚園については、保育棟から遊戯室

間の雨の吹き込み対策や遊戯室の雨漏り等の対応を検討するべきである。

石海幼稚園のトイレのドア部分の腐食修繕や廊下上部のひさしの延長等も検討するべきである。

斑鳩幼稚園については、配管や室内の床等の劣化があるので、耐震補強対策とあわせて早期の対応を検討するべきである。

さらに、各園ともに、暑さ対策や熱中症予防のため遊戯室へのエアコン設置、また車椅子では移動が困難な廊下と教室等の段差解消も検討するべきである等々の意見が報告された。

結論①。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

各園ともに遊戯室へのエアコン設置、段差解消によるバリアフリー化を検討するとともに、老朽化が顕著で雨漏りや劣化が著しい箇所の早期対応を行うほか、将来的には大規模改修も視野に入れつつ、計画的な環境整備を行っていく必要があることを結論とする。

調査詳細項目②。

町内2中学校の現状について調査を行うこととし、当局立ち会いのもと視察を行った。

太子西中学校については、体育館の雨漏り修繕やトイレの洋式化を計画的に考えていく。

太子東中学校については、築33年がたち、バリアフリーやユニバーサルデザインにそぐわない箇所が多々あるが、車椅子等により段差解消を要する生徒が入学、転入する場合には応急的に対応するとの説明を受けた。

委員からの意見②。

太子東中学校は経年劣化の箇所が数多く確認できるので、緊急性を考慮しながら速やかに修繕を行うべきである。また、両校ともに校区内の小学校に在籍する障害児童数や障害種別の把握、担当教諭の確保、教室環境整備等を適切に行うこと。太子東中学校と同様に、太子西中学校においても防犯カメラの適切な運用に努めること等々の意見が報告され

た。

結論②。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

小学校を含め、各学校のトイレ洋式化を早期に行うこと。また、体育館等の雨漏り対策を初め、劣化した箇所や備品の修繕を計画的に行うことや、生徒たちの安全・安心のために防犯カメラの適切な配置を求めることを結論とする。

調査詳細項目③。

特別支援を要する児童・生徒の受け入れ態勢を含めた最新設備や環境の調査を行うこととし、神河町立神河中学校（平成23年開校）及び神崎小学校（平成25年開校）を視察した。両校ともにオール電化で、ほぼ全室冷暖房完備となっているほか、廊下やトイレ等の照明は人感センサーつきLED照明で、光度が調整できる可変式の蛍光灯となっている。また、児童・生徒の安全・安心のために防犯カメラを適切に配置しているとの説明を受けた。

委員からの意見③。

神河中学校、神崎小学校両校ともにバリアフリーであるほか、特別支援を要する児童・生徒に対し適切な部屋の確保や環境整備が施されている。また、洋式、ウォシュレット、流水音の流れる機能等、トイレ設備が整っており、子供たちの美意識向上にもつながっている。さらに、防犯カメラの適切な設置により児童・生徒の安全・安心確保がなされている等々の意見が報告された。

結論③。

委員会として以下のとおり結論をまとめた。

太子町内の各学校を神河中学校、神崎小学校のような最新設備を整えた環境に改善するには、大規模な予算的課題もあり、早期実現は困難ではあるが、トイレの洋式化や防犯カメラの設置等、取り入れることが可能なことは積極的に取り入れるべきであることを結論とする。

提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、以下を提言する。

①町内4幼稚園や中学校体育館等において、建物全体の老朽化による雨漏りが発生しているので、早急に雨漏り箇所の究明と防止対策に努めること。

②4幼稚園ともに、暑さ対策や熱中症予防のため遊戯室へのエアコン設置、車椅子では移動が困難な廊下と教室等の段差解消を早期に検討すること。

③両中学校では、生徒たちの意見を取り入れながらトイレの洋式化の検討をすること。

④経年劣化による、げた箱や壁面、室内の床、その他備品等についても、各学校園からの要望を踏まえながら、より一層の計画的な更新に努めること。

⑤児童・生徒の安全・安心の確保のためにも、適切な数量と設置箇所を精査の上、防犯カメラを全学校園に早期に設置すること。

以上で報告を終わります。

○議長（井村淳子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第6 経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（井村淳子） 日程第6、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、経済建設常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。雨水幹線等の整備について。

2、調査年月日。平成27年6月10日（水）から平成28年2月5日（金）までの計10回。

3、調査の経過及び意見。

(1)雨水幹線等の整備について。

本町の雨水幹線の整備状況については、昭和51年に発生した台風17号による水害を機に、昭和53年に公共下水道雨水幹線の整備に着手した。その後、事業半ばで汚水幹線事業に特化して工事を進めており、雨水幹線の整備は中断されたままとなっている。

近年、突発的に発生する局地的な集中豪雨や台風による浸水被害への対応が全国的に大きな課題となっている。本町においても大雨により道路冠水被害が発生していることを踏まえ、町内の雨水幹線等の整備状況について調査を行うこととし、当局へ出席を求め、説明を受けた。

調査詳細項目①。

平成26年8月に発生した台風17号による町内冠水箇所の現場視察を行い、現状について調査し、下記について確認した。

整備済みの雨水幹線の先に未整備の幹線が一部残っており、道路冠水が常態化している。

それぞれの雨水幹線の合流により、一時に多量の雨水が流れ込むことが要因となっている。

改善するためには、川幅を広げたり、溝底を下げたりする必要がある。

住宅が密集し、地下埋設物もあることにより、工事着手まで多くの課題がある。

調査詳細項目②。

先進地の浸水被害軽減に向けた取り組み等について調査し、認識を深めるため、姫路市辻井川雨水貯留施設の視察を行った。当施設は、河川流域の都市化に伴い、従来流域が有していた保水・遊水機能の低下につながり、河川や水路の短時間での増水の要因となっていたため、河川への流出量を抑制する雨水貯留施設として安室公園グランド地下に整備さ

れた。

質疑応答により、下記について確認した。

辻井川雨水貯留施設は、1時間当たり39.9ミリの雨量を想定し建設されたが、時間雨量39.9ミリを超える雨が降り続くと1時間で満水となってしまうため、費用及び施設機能を検討する必要があるとのこと。

施設に係るランニングコストは、電気代（低圧）が年間60万円であるとのこと。

汚泥の除去の時期や方法、またにおい等の対策については、供用開始後汚泥の除去は行っておらず、なおについても、雨水が流入するので異臭はせず、脱臭装置の設置もしていないとのこと。

委員会の意見。

水路にかかわる担当課が用水路、都市下水、道路付随施設等各課にまたがり、一本化されていない。水路整備として組織の一本化を図り、一体的に事業を推進する必要がある。

一時的に水をためる調整池、田んぼダム、学校グラウンド雨水貯留施設や幹線水路のバイパスを施工し、減災を視野に入れた計画の推進が必要である。

委員会の結論。

地域の住民は、大雨による冠水や浸水に大きな不安を抱いている。この不安を解消するために、関係機関との調整を進め、早急に実効性のある計画を立て、工事を完了させることが必要である。

委員会としての提言。

以上の調査結果を踏まえ委員会で協議した結果、以下を提言する。

①雨水幹線の整備を町の最重要課題として位置づけ、着実に推進すること。

②大雨のたびに冠水が常態化し、浸水の危険がある地域や箇所を解消に早急に取り組むこと。

③下流域である姫路市との協議の進展に努めること。

④雨水幹線整備とともに、冠水や浸水の被害を軽減するための減災対策として、（Ⅰ）

雨水貯留施設を整備すること、（Ⅱ）止水板の設置、門扉にゴムの設置等、個人が行う浸水対策に対する助成制度を創設すること。

以上です。

○議長（井村淳子） 以上で経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（井村淳子） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております杉本嘉代子氏が平成28年9月30日付をもって任期満了となります。その後任者として赤松章子氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき町議会の意見を求めるものであります。

赤松氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第3号から日程第21、議案第16号及び日程第22、議案第19号から日程第38、議案第35号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)

○議長(井村淳子) 日程第8、議案第3号平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(北川嘉明) 議案第3号平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,831万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を131億667万円とするものであります。

歳入予算については、町税、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入の追加と

分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、町債の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、民生費の追加と議会費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を6事業追加しております。

また、地方債の補正については、1事業を追加し、3事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(井村淳子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) それでは、議案第3号平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)についての説明を申し上げます。

歳出から御説明いたします。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては、平成27年度人事院勧告に基づく給与改定等により、一般職給で159万4,000円、職員手当等につきましては、給与改定による影響及び時間外勤務手当も含め、829万9,000円の追加となっております。

共済費を含めた一般会計の人件費総額では1,748万8,000円、特別会計、事業会計を含めた全会計の人件費は1,880万7,000円の追加でございます。

人件費につきましては、以降の説明を省略させていただきます。

26ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節3職員手当等、議員期末手当49万8,000円の追加につきましては、一般職の給与改定に準じた特別職の期末手当支給月数の増により改定するものでございます。節9旅費、費用弁償及び普通旅費につきましては、決算見込みによる減額でございます。節11需用費、印刷

製本費40万円につきましては、議会だより臨時号の発行がなかったことによる減額でございます。節13委託料、会議録反訳委託料40万円の減額につきましては、反訳ページの減によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金・補助及び交付金、市町村職員退職手当組合特別負担金596万6,000円につきましては、勸奨退職者1名の追加等によるものでございます。

目2文書広報費、節11需用費、印刷製本費241万5,000円につきましては、「広報たいし」の見積もり減と「暮らしの便利帳」を内部で対応したことによる減額でございます。

目5財産管理費、節11需用費、燃料費の85万3,000円につきましては、ガソリン単価の引き下げによる公用車燃料代の減額でございます。節13委託料、固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画策定業務委託料274万円につきましては、契約残額を減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、国の補正予算によるセキュリティ強化の方針により情報セキュリティシステム構築改修委託料1,550万円を追加し、翌年度に繰り越すもので、補助率は2分の1でございます。基幹業務システム保守委託料159万3,000円及び業務システム構築委託料946万円の減額につきましては、契約額の精査によるものでございます。節14使用料及び賃借料、電子計算機借料165万3,000円の減額につきましては、機器リースの契約差額でございます。節19負担金・補助及び交付金95万円の減額につきましては、番号制度に伴う中間サーバー共同利用負担金の確定によるものでございます。

目13基金費につきましては、基金利子等を積み立てするものでございます。

目16新庁舎管理費、総額1,144万7,000円につきましては、新庁舎の維持管理に係る決算見込みにより残額を減額するものでござい

ます。

30ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節7賃金14万9,000円につきましては、個人番号カード交付事務に従事する臨時事務員賃金の追加でございます。節19負担金・補助及び交付金、通知カード・個人番号カード関連事務交付金575万3,000円につきましては、番号法に基づくカード発行事務に係る追加でございます。

項4選挙費、目3兵庫県議会議員選挙費につきましては、支出額の確定による減額でございます。

34ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金、地域福祉増進事業助成金につきましては、社会福祉協議会において地域ふれあい福祉交流会が実施されなかったことによる減額でございます。節28繰出金は、国民健康保険特別会計補正予算に伴う繰出金を追加するもので、目2老人福祉費及び目4後期高齢者医療費につきましても、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の補正による繰出金でございます。

目6障害者福祉費、節13委託料191万7,000円につきましては、番号制度に伴う障害者福祉システムの改修に係る契約差額の減額でございます。節20扶助費及び目7障害者医療費、節20扶助費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

目8国民年金費、節13委託料24万3,000円につきましては、個人番号制度に伴う国民年金システム改修に係る契約差額の減額でございます。

36ページをお願いします。

目10臨時福祉給付金等給付事業費につきましては、今年度の執行残額462万3,000円の減額に加え、国の補正予算により平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒しの施策として、現対象者のうち28年度に65歳以上になる方を対象に、1人につき3万

円の支給に係る経費を追加し、差し引き総額7,557万2,000円を追加するものでございます。なお、本町の支給対象者は約2,500人で、支給は翌年度に繰り越し、財源については全額国庫補助でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12役務費、通信運搬費の20万円につきましては、児童手当の現況届に係る郵送料の減額でございます。節13委託料75万6,000円につきましては、番号制度に伴う子ども・子育て支援システム及び児童手当システムの改修に係る契約差額の減額でございます。

38ページをお願いします。

目2保育所費、節7賃金688万5,000円につきましては、延長保育に係る保育士の賃金が見込みを下回ったことによる減額でございます。節19負担金・補助及び交付金42万7,000円の減額につきましては、補助対象児童の減によるものでございます。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、対象児童数の減により、多子世帯保育所保育料軽減事業補助金35万5,000円、延長保育事業補助金417万8,000円を減額し、保育所緊急整備事業補助金2,170万5,000円につきましては、国の安心子ども基金運営要綱の改正に伴い、新設保育所の補助基準額が増額することによる2,417万5,000円の追加と既存保育所の施設整備に係る残額247万円の減額によるものでございます。節20扶助費1,802万6,000円の減額及び目5児童措置費、節20扶助費、児童手当2,370万5,000円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、総額356万7,000円につきましては、事業費がおおむね確定したため不用額を減額するものでございます。

40ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料7万5,000円につきましては、番号制度に伴う健康管理システムの改修に係る契約差額の減額でございます。節

19負担金・補助及び交付金、揖龍休日夜間急病センター運営費分担金77万円につきましては、平成27年度の運営費確定による減額でございます。節28繰出金1万4,000円につきましては、水道事業会計の給与改定による基礎年金拠出金の追加によるものでございます。

目2予防費、節13委託料につきましては、決算見込みによる減額でございますが、子宮頸がん予防接種委託料925万4,000円については、接種勧奨を差し控えたために大幅に減額するものでございます。

目3母子衛生費、節13委託料、妊婦健康診査委託料350万円につきましては、決算見込みによる減額でございます。

42ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金、資源ごみ集団回収運動奨励金60万円につきましては、決算見込みによる減額でございます。

目2塵芥処理費、節12役務費、手数料87万円につきましては、PCB廃棄物収集運搬作業において、処分が近隣で可能となったため、運搬手数料を減額するものでございます。節13委託料、上太田瓦礫処分場管理委託料170万円につきましては、入札による減額でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金、農地集積促進事業補助金80万円の減額につきましては、岩見構下地区での農地中間管理事業に係る補助対象者が3名減となったことによるものでございます。

目5農地費、節13委託料につきましては、岩見構下地区圃場整備に係る調査設計委託料333万5,000円及び同地区農用地等集団化事業委託に係る入札残額65万円を減額し、ヒナサイ山水路改修工事実施設計委託料につきましては、土地の所有者の調査に相当な日数を要し、今年度中の発注が見込めないため、378万円を減額するものでございます。

目7国土調査費、節8報償費、地籍調査地区推進委員謝金42万円の減額につきましては

は、推進委員の立ち会い日数の減によるものでございます。節13委託料、地籍調査事業委託料126万3,000円につきましては、入札による減額でございます。

44ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費及び目2道路維持費、節13委託料につきましても、入札による減額でございます。

目4幹線道路整備事業費、節13委託料、網干線外用地交渉業務委託料915万円、節17公有財産購入費、網干線外道路用地購入費5,801万4,000円、節22補償・補填及び賠償金、網干線外物件補償費2億3,137万5,000円につきましては、事業の進捗にあわせ、用地交渉が合意に至らなかった事業について減額するものでございます。

46ページをお願いします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料、簡易耐震診断推進事業業務委託料23万4,000円につきましては、当初14戸を見込んでおりましたが、6戸の予定となり、減額するものでございます。節19負担金・補助及び交付金、住宅耐震改修促進事業補助金420万円につきましても、県のひょうご住まいの耐震化促進事業の応募数に応じ減額するものでございます。

目2下水道事業費、節28繰出金、下水道事業特別会計繰出金150万1,000円につきましても、下水道補正に伴うものとして153万6,000円を追加し、前処理場事業に伴うものとして3万5,000円を減額するものでございます。

目4公園事業費、節13委託料、総合公園測量及び実施設計業務委託料900万円につきましては、事業工程を見直し、旧環境センターの解体時期を延期したことによる減額でございます。節17公有財産購入費、総合公園用地購入費223万8,000円につきましては、用地交渉が順調に進み、前年度予算で執行できたため、減額するものでございます。

目5土地区画整理事業費、節19負担金・補

助及び交付金、JR網干駅西南土地区画整理組合助成金1,100万円につきましては、工事着手に伴う関係機関との調整等に時間を要しているため、減額するものでございます。

目6都市再生整備事業費、鶴旧国道線外歩道美装化整備工事費600万円につきましては、契約差額の減額でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、西はりま消防組合負担金の確定により、1,487万円を減額しております。

48ページをお願いします。

目3消防施設費、節15工事請負費、消防団吹鳴サイレン改修工事費300万8,000円につきましては、契約残の減額でございます。

目4災害対策費、節9旅費、普通旅費22万9,000円につきましては、平成28年度宮城県山元町への職員派遣を行うため、職員1名の赴任旅費を追加するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19負担金・補助及び交付金175万9,000円の追加につきましては、全国大会等への出場が増えたため、選手派遣に係る所要額を補正するものでございます。

項2小学校費、目2教育振興費、節19負担金・補助及び交付金7万2,000円の減額につきましては、斑鳩小学校3年生の1クラスの減によるものでございます。節20扶助費及び50ページの項3中学校費、目2教育振興費及び項4幼稚園費、目2教育振興費の節20扶助費の減額につきましても、決算見込みによるものでございます。

52ページをお願いします。

項5社会教育費、目7会館管理費、節11需用費、光熱水費120万円につきましては、決算見込みによる減額でございます。節13委託料、施設予約・チケット販売システム導入委託料278万円及び緑地管理業務委託料183万4,000円につきましては、契約残の減額でございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節11需用費6万2,000円につきましては、ふる

さと応援基金活用事業として実施しましたサッカー教室の減額でございます。

目3総合公園管理費、節15工事請負費、3種公認施設整備工事費484万円につきましては、入札残の減額でございます。

目4給食センター費、節13委託料1,322万1,000円の減額につきましては、現施設内での建てかえに向け、代替給食、雇用、進入路、敷地面積等の課題を総合的に判断した結果、新たに給食センターの建設用地を確保する必要があると判断し、現地で予定しておりました各種業務委託料を減額するものでございます。

54ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目1元金、長期債元金償還金370万3,000円につきましては、10年での利率見直し及び元金据置期間の見直しによる追加でございます。

目2利子につきましては、借入利率及び借入額の変更に伴う3,115万9,000円の減額と一時借入金利子399万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、款8自動車取得税交付金、款10地方交付税につきましては、決算見込みによる追加でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金につきましては、歳出で説明いたしました保育所運営費に伴う減額でございます。

目3教育費負担金につきましては、決算見込みにより各保護者負担金を追加するものでございます。

14ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1民生使用料につきましては、斑鳩保育所入所児童の増によるものでございます。

目3教育使用料につきましては、国の基準額の変更による幼稚園保育料の減額と文化会館の工事期間に係る文化会館使用料の減額でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金及び項2国庫補助金の増減につきましては、歳出で御説明しました事業の増減に伴う補正及び過年度精算等による追加でございます。

16ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金及び次ページの項2県補助金の増減につきましても、国庫支出金同様の理由で計上しております。

20ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、選挙費及び統計調査費に係る委託金の精算でございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金につきましては、各基金から生じる利子の追加でございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、決算見込みによるふるさと応援寄付金265万円の追加でございます。

22ページをお願いします。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金272万9,000円につきましては、墓園事業特別会計の歳入の追加によるものでございます。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億8,019万5,000円の減額につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

目2ふるさと応援基金繰入金6万2,000円の減額につきましては、当該基金を財源としたサッカー教室の減によるものでございます。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金及び項4雑入、目2雑入につきましては、決算見込みによる増減でございます。

24ページをお願いします。

款21町債につきましては、歳出での事業に伴う減額でございますが、新庁舎に係る町債については、目1総務債、庁舎建設事業債において単独事業分5,940万円を追加し、目2土木債、節1都市計画事業債、都市再生整備計画事業債において、同額の減額組み替えを

含めて、補助事業分5,640万円を減額しております。

続きまして、6ページをお願いします。

第2表は繰越明許費補正でございます。事業の進捗等により、情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カード交付事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、網干線外道路整備事業、文化会館研修室等改修事業、南総合センター施設整備事業の6事業を追加しております。

次に、第3表地方債補正につきましては、歳入予算にあわせて情報化対策事業を追加し、都市計画事業、道路橋りょう事業、消防設備整備事業の限度額を変更しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第9 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）**

○議長（井村淳子） 日程第9、議案第4号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第4号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億2,988万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財産収入、繰入金の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算としましては、共同事業拠出金、諸支出金の追加と総務費、保険給付費、保健

事業費、基金積立金の減額、後期高齢者支援金等、介護納付金の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第4号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では事務執行に伴う事務経費の減額、決算見込みによる出産育児諸費の減額、通知に基づく共同事業拠出金の追加などであります。

一方、歳入では交付申請や交付決定等に伴う国庫支出金の補正、決算見込みによる一般会計繰入金の補正などあります。

また、財源調整のため、歳出の財政調整基金積立金を減額するとともに、歳入の財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等により人件費を18万円追加するとともに、決算見込みにより電算システム改修委託料を減額しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、歳入補正に伴う財源更正であります。

項4出産育児諸費につきましては、出産件数の減少に伴い、目1出産育児一時金において378万円を、また目2出産育児一時金支払手数料において2,000円をそれぞれ減額しております。

12ページをお願いします。

款3後期高齢者支援金等及び款6介護納付金につきましては、歳入補正に伴う財源更正であります。

款7共同事業拠出金、目2保険財政共同安

定化事業拠出金につきましては、事業主体である兵庫県国民健康保険団体連合会から示された通知額に基づき2,315万6,000円を追加しております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費につきましては、決算見込みにより171万6,000円を減額しております。

款9基金積立金、目1財政調整基金積立金につきましては、基金利子積み立てとして26万1,000円を追加する一方、歳入歳出予算の財源調整として任意積立分895万7,000円を減額し、目全体として869万6,000円を減額しております。

14ページをお願いします。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、申請事務において錯誤があり過大交付となった国・県財政調整交付金について自主返還を行うため、償還金を1万7,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては、変更交付申請により3,780万8,000円を減額し、目3特定健康診査等負担金については、交付決定により70万1,000円を減額しております。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金において、決算見込みにより800万円を減額しております。

款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金につきましては、決算見込みにより70万1,000円を減額しております。

項2県補助金、目1育成指導補助金につきましては、県の内示により13万2,000円を追加しております。

目2財政調整交付金につきましては、決算見込みにより、節1普通調整交付金において700万円を、また節2特別調整交付金において100万円をそれぞれ減額しております。

8ページをお願いいたします。

款9財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきましては、基金利子26万円を追加しております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金につきましては、交付申請により4,281万円を追加しております。節2職員給与費等繰入金につきましては、事務経費の減額に伴い、118万7,000円を減額しております。節3出産育児一時金等繰入金につきましては、歳出において説明しました出産育児一時金の減額に伴い、252万円を減額しております。

款10繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整として2,350万7,000円を計上しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,988万6,000円とするものであります。

以上で平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第10 議案第5号 平成27年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計補正予算（第4号）**

○議長（井村淳子） 日程第10、議案第5号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第5号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,032万6,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を21億2,326万3,000円とするものであります。

歳入予算については、保険料、財産収入、諸収入の追加と国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算においては、介護サービス事業費、地域支援事業費の追加と総務費、基金積立金、公債費の減額、保険給付費の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第5号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入では決算見込みによる介護保険料の追加、交付見込み額の確定に伴う国県支払基金等の負担金及び交付金の補正、一般会計繰入金の減額、財源調整のため、介護給付費準備基金繰入金の減額をしております。

歳出では、給与改定に伴う人件費の追加、システム改修費委託料の補正、基金積立金の減額をしております。

それでは、歳出から説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正として20万2,000円を追加し、委託料として、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の追加及び番号制度に伴う介護保険システム改修委託料の減額、合わせて73万2,000円を減額し、一般管理費として53万円を減額しております。

款2保険給付費、項1介護諸費につきましては、国庫、県費、支払基金の負担金及び交付金等の減額に伴い財源組み替えをするものです。

款3介護サービス事業費、項1介護サービ

ス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、人件費補正として4万3,000円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、総合事業委託料として、平成28年3月から要支援者の通所型サービスの提供等を開始する予定としているため、5万円を計上しております。なお、申請の受け付けは2月から開始することとしますが、サービスの提供は議決後の開始となります。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、人件費補正として18万3,000円を追加しております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、歳出の介護給付費の増加により介護保険料の過剰金が現在見込めないことから、介護給付費準備基金積立金4,946万5,000円を減額しております。

款6公債費、項1公債費、目1利子につきましては、本年度一時借入れの見込みがないため60万7,000円を減額しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、427万9,000円を追加しております。これは被保険者数の増加に伴い当初予算時の想定よりも増加していることによるものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、交付決定見込み額の確定に伴い、667万4,000円を減額しております。

項2国庫補助金、目3事務費交付金につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の追加補正に伴い、40万5,000円を追加しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、交付決定見込み額の確定に伴い、2,139万

4,000円を減額しております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金につきましては、交付決定見込み額の確定に伴い、779万7,000円を減額しております。

8 ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、人件費及び歳出の基金積立金の減額補正に伴い、1,438万5,000円を減額しております。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、補正に伴う財源調整として479万3,000円を減額しております。

以上で議案第5号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第11 議案第6号 平成27年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）**

○議長（井村淳子） 日程第11、議案第6号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第6号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,794万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費の減額、

後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第6号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出につきましては、決算見込みにより職員人件費、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と委託料を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みにより保険料と一般会計繰入金を追加するものであります。

歳出のほうから説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員人件費を4万8,000円追加、番号制度に伴う後期高齢者医療システム改修委託料を58万2,000円減額しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成27年度における保険料決算見込みにより後期高齢者医療広域連合保険料納付金を98万8,000円追加しております。

次に、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金につきましては、平成26年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、平成27年度へ繰り越しましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により平成27年度市町共通経費負担金と相殺したため、87万3,000円減額しております。また、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、平成27年度の保険基盤安定負担金が確定したため、263万円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款1保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、調定額、収納状況等を勘案し、決算見込みをしました結果、特別徴収分で34万8,000円、普通徴収分で43万円、滞納繰越分で21万円を追加しております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金について、歳出の委託料及び兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金を減額したため、140万7,000円を減額しております。また、保険基盤安定繰入金につきましては、平成27年度の保険基盤安定負担金の確定により263万円追加しております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第12 議案第7号 平成27年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計補正予算（第1号）**

○議長（井村淳子） 日程第12、議案第7号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第7号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,508万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料において、応募数が当初見込みより少ないため墓園永代使用料を35万6,000円減額し、財産収入のメモリアルパーク管理基金の利子を決算見込みにより1,000円追加しております。また、繰入金につきましては、財源調整により39万4,000円減額し、平成26年度の繰

越金の確定により繰越金に321万2,000円追加するものであります。

歳出予算としましては、墓園事業費、一般管理費で一般会計への繰出金を272万9,000円追加し、墓園管理費の修繕料、委託料では決算見込みにより合わせて26万8,000円減額しております。また、積立金に決算見込みによりメモリアルパーク管理基金積立金2,000円を追加するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第8号 平成27年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計補正予算（第3号）**

○議長（井村淳子） 日程第13、議案第8号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第8号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億2,253万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算としましては、下水道費の追加と公債費の減額であります。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第8号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費の職員人件費につきましては、人事院勧告に基づき、節2給料で1,000円、節3職員手当等で8万5,000円、節4共済費で1万7,000円、節19負担金・補助及び交付金で5,000円をそれぞれ追加しております。節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、電気料金の値上げ及び労務単価の増に伴い、平成28年3月末までに支払うべき負担金額に支払い不足が見込まれるため、当該不足分である375万4,000円を追加しております。

款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道事業費の職員人件費につきましては、一般管理費と同様に、人事院勧告に基づき、節2給料で1万9,000円、節3職員手当等で6万5,000円、節4共済費で1万5,000円、節19負担金・補助及び交付金で8,000円をそれぞれ追加しております。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金・利子及び割引料につきましては、平成17年4月に兵庫西農業協同組合より1億2,090万円の借入れを行った20年償還の資本費準化債が10年ごとの利率見直し方式を採用していたところがございます。ここで平成27年4月に再度利率の見直しを行ったところ、当初の1.4%の利率から0.75%の利率へと変更され、以降の10年間で218万8,406円が削減されることとなったところがございます。この再度の利率見直しの借入契約によって以降10年間に係る元金の年次割り額もあわせて見直されたことに伴い、平成28年3月末までに支払うべき納付額に支払い不足が見込まれるため、当該不足分である3,000円を追加しております。

最後に、目2利子、節23償還金・利子及び割引料につきましては、今年度に支払うべき利子額の確定により247万1,000円の不用額を減額しております。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の詳細説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整により150万1,000円を追加しております。

以上で平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第9号 平成27年度
兵庫県太子町下水道事業会計
補正予算（第3号）

○議長（井村淳子） 日程第14、議案第9号平成27年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第9号平成27年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正であります。

その内容としましては、予算第3条収益的収入の事業収益、営業外収益におきまして、基礎年金拠出金の追加分1万4,000円を追加し、収益的支出の事業費用、営業費用におきまして人件費を総額44万8,000円追加するものであります。

支出につきましては、原浄水費、給水費、総係費の人件費追加と退職給付費の追加でございます。退職給付費の内容は、退職手当組合負担金が2万7,000円の追加、特別負担金

が3,000円追加でございます。

また、当初予算第7条及び第8条において定めた経費、補助金をそれぞれ6,765万7,000円、272万4,000円としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 町長施政方針

○議長（井村淳子） 日程第15、議案第10号町道路線の認定についてであります、お諮りします。

ここで町長より平成28年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（北川嘉明） 本日、平成28年第2回太子町議会定例会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げます、町議会議員各位を初め、町民の皆さんの御理解と御支援を賜りたいと存じます。

私は平成24年の就任以来、常にまちづくりの目標である“和のまち太子”を念頭に、町民の皆様とのつながりが感じられる、魅力ある太子のまちづくりに向け邁進してまいりました。

特に前町長から継承いたしました役場新庁舎建設事業におきましては、私に課せられた最重要施策であることを深く念頭に置き、まちづくりの集いなどの開催などでいただいた町民の皆様の貴重な御意見を胸に刻むとともに、町広報やホームページなどによる進捗状況の報告などによりまして、皆様の御理解と

御協力をいただきながら、全身全霊で取り組み、晴れて平成27年9月24日の開庁を迎えることができました。

ここに改めまして、この太子町のランドマークとなる役場新庁舎建設への道を切り開いていただいた首藤正弘前町長に敬意を表しますとともに、住民の皆様に深くお礼を申し上げます。

今後は、この役場庁舎を拠点とし、住民一人一人の願いを大切に、次の時代を見据えた、輝く未来につながるまちづくりを進めてまいります。

さて、平成28年度の町政につきましては、私は太子町総合計画の4つの基本目標に係る諸施策の継続性を保ちつつ、子ども・子育て、健康・長寿、安全・安心の3つを重点事項と位置づけ、展開してまいります。

1点目の子ども・子育てにつきましては、全国的にも出生率や年少人口比率が高い太子町で、子育て世代の住民が安心して子供を産み育て、町の宝である子供たちが心身ともに伸びやかに成長できる、子育てしたいまちづくりを展開していきます。

主な事業といたしましては、町内の幼・小・中学校の給食を提供している給食センターにおいて、築後42年を経過した施設の顕著な老朽化とともに、人命に影響する食物アレルギーの児童・生徒への配慮も求められていることなどから、子供たちの健やかな成長を支える安全な学校給食の提供のため、必要な設備を整えた新しい施設の建設に取り組んでまいります。

また、町内初めての認定こども園として平成28年4月に開園と、認可保育所からの移行を迎える2園の運営補助に加え、平成29年4月に開園、移行予定の2園に係る施設整備費を補助し、待機児童の解消に加え、保育量と幼児教育の場を確保いたします。

新たな事業といたしましては、3歳までの子供を対象としていた通院医療費無料化の対象年齢を就学前まで引き上げるとともに、不登校状態の児童・生徒に対する教育権の保障

と学校復帰を支援するため、学校施設の外に拠点を整備し、スクールカウンセラーなどの関係者と連携を図りながら取り組んでいく適応教室事業を実施いたします。

2点目の健康・長寿につきましては、太子町制65周年を迎える記念すべき年を契機とし、この歴史ある太子町の成長を見守り導いてこられた65歳以上のシニア世代の方々がこの地で元気に生き生きと暮らしていける、安心して老後が迎えられるまちづくりを展開していきます。

主な事業といたしましては、いきいき百歳体操普及事業として、高齢者の健康維持を目的に普及促進を図り、現在49グループで取り組まれているいきいき百歳体操のさらなる普及を目指すとともに、この活動グループの交流を目的としたイベント、「いき百サミット」を新たに開催し、いつまでも元気に生き生きと暮らすことができる体づくりを支援してまいります。

新たな事業といたしましては、平成28年3月より開始する要支援者へのサービスの一部を市町村が地域の実情に応じて独自に提供する介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、太子町の特色を生かした、高齢者の社会参加による、生きがいの創出や介護予防へとつなげていく、誰もが支え合って暮らせるまちづくりを目指していきます。

また、元気なシニア世代を過ごしていただくために、歯周病の予防と早期発見及び口腔、歯への健康意識の向上のための歯周病検診を節目年齢の方を対象に無料で実施するとともに、自治会公民館のバリアフリー化の推進を目的とした改修費補助を実施するなど、さまざまな施策を実施していきます。

3点目の安全・安心につきましては、山崎断層帯地震や南海トラフ巨大地震、そして近年全国各地で頻繁に発生している豪雨災害など、いつ起こるか分からない災害に加え、日常生活に潜む犯罪などに対する備えを整え、安心して暮らせるまちづくりを展開していきます。

主な事業といたしましては、住宅等の耐震化促進事業として、住宅の耐震診断及び改修、建てかえ工事や防災ベッド設置への補助に加え、新たに大規模多数利用建築物の耐震化への補助を実施し、建物の耐震化の促進や安全性の向上に取り組むとともに、本年度で町内全地区の実施が完了する発災型防災訓練の実施や、住民の安全確保と犯罪抑止を目的とした、学校や地域への防犯カメラ設置を引き続き推進いたします。

新たな事業といたしましては、ゲリラ豪雨などによる、たび重なる町内浸水箇所の解消に向け、実施可能な雨水幹線の整備についての調査・検討事業を行うとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、第2機動分団車庫の改築及び更新が必要な消防用ホースを整備いたします。

さらに、平成25年度に引き続き、いまだ復興途上である東日本大震災の被災地支援事業として、宮城県山元町へ職員1名を通年派遣いたします。

次に、これら3点の重点事項を含む主要施策の概要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げる町の将来像の政策項目に沿って申し述べます。

初めに、政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりに向けた取り組みといたしましては、住民一人一人が生活習慣病などの疾病予防や介護予防など健康についての正しい知識を身につけ、健康づくりへの意識が高められるよう、健康教室などの健康教育や健康相談を行います。

また、広報を通じて健康に役立つ情報を提供し、自主的な健康づくりを促進いたします。

さらに、鬱病などの病気の早期対応や支援を目的とした、こころの健康相談や講座を開催し、気軽に相談できる体制の確保と情報提供に取り組めます。

第2点、スポーツの振興に向けた取り組み

といたしましては、多くの方に参加いただいているスポーツ教室に新たにバランス向上エクササイズを追加するとともに、プロや実業団などからレベルの高い指導者を招いた、夢チャレンジスポーツ教室を開催し、夢に挑戦する子供たちを応援いたします。

第3点、保健・医療サービスの充実に向けた取り組みといたしましては、保健サービスの充実として、40歳以上の方を対象とした特定健診に加え、20歳から健診を受診できる体制を継続し、早期からの生活習慣病予防に取り組めます。

また、重点項目2点目として前述いたしました節目年齢の歯周病検診無料化に加え、乳がんと子宮がん検診では、罹患率が高くなる年齢の方に対し、新たに町独自の受診無料クーポンを配布するとともに、生涯に一度受診すればよいとされる肝炎ウイルス検診を全員無料化することなどで受診率の向上を図り、疾病の早期発見につなげてまいります。

さらに、新たな取り組みといたしましては、これまで公的支援がなかった20代、30代の末期がん患者の方が住みなれた自宅で最後まで自分らしく安心して生活できることを目的とした若年者の在宅ターミナルケア事業を実施し、訪問介護サービス料の軽減などの経済的な支援に取り組めます。

少子化対策といたしましては、子供の誕生を望み、特定不妊治療を受けた夫婦への経済的支援として、県の助成に上乘せし、上限10万円の町独自の助成を引き続き実施いたします。

また、従来からの妊婦健康診査費用の助成とともに、妊娠から育児までの一貫したサポートや中学3年生までの入院医療費全額無料化と、新たに重点項目1点目として前述した就学前までの子供の通院医療費無料化を実施し、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進いたします。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづ

くりに向けた取り組みといたしましては、太子町第7次老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画に基づき各種施策を推進してまいります。

まず、重点項目2点目として前述いたしましたいきいき百歳体操普及事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に加え、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する支援施策といたしましては、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者見守り・声かけ訓練、認知症カフェの運営支援や、もの忘れ相談などの実施により認知症への理解を深めるとともに、地域全体で支援していく社会づくりに取り組んでまいります。

また、交通手段がない高齢者や障害者世帯への日常生活における外出手段を支援するため、やすらぎタクシー運賃助成事業を継続いたします。

第2点、障害者福祉の推進に向けた取り組みといたしましては、障害のある人が安心して生きがいを持って生活できる共生社会の実現のため、第2期太子町障害者計画及び第4期障害福祉計画に基づき各種施策を推進してまいります。

なお、同計画の平成29年度中の見直しに向け、対象者の意見を参考とするためのアンケート調査を実施いたします。

障害児に対する支援といたしましては、保健・福祉・教育などの関係機関と連携のもと、集団生活への適応や自立促進を目指し、生活支援のためのプランづくりや通所支援の充実を図ります。

また、関係機関が情報を共有できるサポートファイルの活用により一貫性のある効果的な支援を行うとともに、子供の発達段階における障害の早期発見や支援体制の充実を図るための個別療育や専門員による保育所などへの巡回支援を実施いたします。

障害者に対する支援といたしましても、プランづくりの充実や、障害者優先調達推進法による物品購入を推進することで障害者の雇用促進や賃金の向上を図り、自立と地域社会

への参加を促進いたします。

第3点、地域で支え合う体制の確立に向けた取り組みといたしましては、地域における大きな役割を担っている自治会や老人会などの活動を支援していくとともに、ボランティアやNPO、民間福祉関係団体と連携し、各地域で支え合う体制を推進していきます。

また、ユニバーサル社会の早期実現のため、公共施設や公共性の高い民間施設などのバリアフリー化の一環として、重点項目2点目として前述いたしました自治会公民館の改修費補助を実施するとともに、太子ユニバーサル推進地区である斑鳩地区のバリアフリー化についても推進し、安全で快適な都市環境づくりの実現を目指します。

さらに、地域と行政が災害時に高齢者や障害者などの情報を共有し、速やかな避難・救助支援活動ができるよう、避難行動要支援者の名簿登録の促進に努めてまいります。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みといたしましては、全ての子供に良質な成育環境を保障し、子供や子育て家庭を社会全体で支援することを目標とした太子町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を推進してまいります。

まず、重点項目1点目として前述した認定こども園の運営及び施設整備補助に加え、開園後21年を経過する斑鳩保育所の大型遊具につきましては、園児の安全確保を考慮し、新しい遊具に更新いたします。

また、昨年度より対象を小学6年生までに拡大した学童保育園についても継続し、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスを支援してまいります。

さらに、育児相談や児童虐待防止対策などの支援を充実させるとともに、引き続き児童館や子育て学習センターの利用促進や、父親の育児参加への啓発などによる子育て支援施策の推進を図ります。

第2点、生きる力を育む学校教育の充実に

向けた取り組みといたしましては、太子町の未来を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、充実した生活を送れるよう、町の学校教育を一層充実させるための各種施策を推進してまいります。

体験的な学習の推進といたしましては、小学校の自然学校や体験型環境学習、外国語教育などの充実を図り、児童・生徒が時代の変化に柔軟に対応できる、バイタリティー豊かな人間へと成長できるよう支援してまいります。

心のケアの充実といたしましては、重点項目1点目として前述いたしました適応教室事業に加え、従来実施してきた幼稚園、小学校へのスクールカウンセラーの配置や中学校における別室学習支援の指導員配置、学習障害などで不安定な小・中学校の児童・生徒に対するスクールアシスタント、小学校1年生に対する指導補助員を引き続き配置いたします。

また、安全で快適な教育環境づくりのため、重点項目3点目として前述いたしました斑鳩小学校への防犯カメラの設置に加え、バリアフリー化が未完了な校舎においても、全ての生徒が学習できる環境を整えるため、可搬型階段昇降機を整備するとともに、老朽化が著しい太子東中学校の改修に向けた実施計画を行います。

次に、学校給食を通じた食育の推進でございますが、重点項目1点目として前述いたしました新しい給食センターの施設更新事業に加え、保護者や住民の皆様に学校給食に対する興味を持っていただくため、当日の給食を写真つきで町ホームページやフェイスブックで紹介いたします。

第3点、地域、家庭、学校が一体となった育みに向けた取り組みといたしましては、地域の子供たちを地域社会の中で健やかに育む環境づくりを進めるため、平日放課後子ども教室事業として、放課後の子供たちの居場所づくりに取り組む自治会などを支援いたします。

また、中学生のトライやる・ウィークや地域住民との交流体験活動などを行うあそびっ子教室、外国語指導助手による英会話教室を通じて小学生の学力、創造力、企画力などの育成を図る土曜日学びの集い事業を引き続き実施し、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えに向けた取り組みといたしましては、重点項目3点目として前述いたしました住宅等の耐震化促進事業や発災対応型防災訓練、職員派遣による被災地支援事業に加え、昨年9月に開庁した役場庁舎を防災拠点とした、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

まず、地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図ることなどを目的とした防災講演会を実施するとともに、災害時における情報伝達の強化を図るため、たいし安全安心ネットの登録を促進いたします。

また、東出字平岩と丹生山の急傾斜地において兵庫県急傾斜地崩壊対策事業の促進を図るとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、太子陸橋のJR敷地内部分の修繕調査設計に加え、JR跨線橋を除く町内全ての橋りょうの定期点検を実施いたします。

さらに、重点項目3点目として前述いたしました消防団分団庫車及び消防備品の整備に加え、平成28年4月より運用が開始される、最大8件の119番通報が同時受信可能となる消防司令センターを備えた、広域消防組織である西はりま消防組合との連携により、消防体制の基盤強化を図ります。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えに向けた取り組みといたしましては、重点項目3点目として前述いたしました自治会への防犯カメラ設置補助事業に加え、太子高校や自治会などのボランティアによる下校時の子供の見守り活動のほか、学校メール配信事業、一戸一灯運動、防犯パトロールなどの取り組みにより防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図り、今

後も住民と行政が一体となり地域の防犯対策を推進いたします。

第3点、交通安全対策の充実に向けた取り組みといたしましては、近年子供や高齢者などの交通事故が多発していることから、交通安全教室の開催や街頭啓発活動などの実施により交通ルールやマナーの普及啓発に取り組むとともに、危険箇所へのカーブミラー設置など交通安全施設の整備を実施し、安全な道路環境の構築を図ってまいります。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成に向けた取り組みといたしましては、新たに放置状態では地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家に対し除去や跡地整備に係る費用を助成いたします。

また、地籍調査事業につきましては、国土調査法に基づき、地域住民の協力のもと塚森地区の調査を開始いたします。

市街地整備の促進に向けた取り組みといたしましては、道路ネットワークの構築により良好な住環境整備を促進するため、都市計画道路網干線外道路整備に係る用地購入や物件補償を実施いたします。

さらに、平成29年度の事業完了を目指すJR網干駅西南地区土地区画整理事業につきまして、引き続き推進してまいります。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築に向けた取り組みといたしましては、利用者の検証が続く神姫バス（株）などの民営乗り合いバスの運行経費の一部を補助するとともに、運行状況をスマートフォンなどで確認できるバスロケーションシステムの導入経費についても支援し、公共交通の維持に努めてまいります。

また、庁舎を核とした交流拠点、斑鳩寺を中心とした歴史拠点、ふるさと文化村を中心とした文化拠点をネットワークする太子町の都市拠点の形成による総合的なまちづくりを一体的に展開していくとともに、新たな取り組みとして、居住機能や福祉、医療、商業等

の都市機能の立地誘導によるコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定いたします。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給に向けた取り組みといたしましては、太子町水道ビジョンに基づき、安心・安全・安定した水の供給体制を確保するため、必要な事業を堅実に実行していきます。老朽化による水道管破裂事故などを未然に防ぐため、上水道管の老朽管更新工事及び耐震化事業などを実施するとともに、平成18年度に稼働した老原浄水場施設の高度浄水機能を維持するため、ろ過システム装置の定期交換を実施いたします。

第2点、美しい環境を守る下水道の整備に向けた取り組みといたしましては、現在の公共下水道への接続・水洗化率は約96.5%であり、今後も水質保全などの観点から粘り強い啓発を行い、水洗化率の向上に努めてまいります。

また、豪雨時の冠水に対する雨水対策として、重点項目3点目として前述いたしました雨水幹線整備に関する調査・検討事業に加え、従来から実施している住宅用の雨水貯留槽につきましては、一般家庭への補助を継続するとともに、新たに町内の各地区公民館に設置することで普及促進を図ります。

さらに、JR網干駅西南土地地区画整理に伴う下水道管布設工事、雨水幹線整備事業を実施いたします。

前処理場の経費削減対策といたしましては、終末処理場へ生污泥の直接搬入を行うための施設整備工事を完成させるとともに、生污泥搬送を実施いたします。

第3点、環境に優しいまちづくりに向けた取り組みといたしましては、家庭用太陽光発電システムの設置費用に対する補助を継続するとともに、家庭で取り組めるごみの減量化やレジ袋の削減などの啓発や資源ごみの集団回収運動に対する奨励金の支給などにより、環境問題に関する住民意識の高揚を図ってま

いります。

○議長（井村淳子） 町長、済いません、途中でありますけれども、暫時休憩をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時00分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（北川嘉明） 政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりに向けた取り組みといたしましては、総合公園の周回園路や東側町道の整備に加え、隣接する旧環境センターの解体に向けた調査を実施いたします。

また、利用者の利便性の向上を図り、より多くの方にスポーツを楽しんでいただける環境を整えるため、テニスコートのナイター設備を整備いたします。

さらに、町内の公園を安全・安心な遊び場として利用していただけるよう、太子山公園のフェンスを更新いたします。

第2点、生涯学習の推進に向けた取り組みといたしましては、多様化する人権課題に学校と家庭や地域社会が一体となり取り組んでいけるよう、民主化推進協議会との連携の上、講演会や住民学習会などを実施し、人権学習の推進を図ってまいります。

特に老朽化が進んでいる南総合センターにつきましては、町の人権教育の拠点として、その機能を継続できるよう、建てかえ工事を実施いたします。

公民館事業におきましては、生涯学習の拠点として各種講座やたちばな大学などを開催するとともに、かるた大会や茶道などの異世代交流による伝統文化の継承と地域コミュニティの活性化を図ります。

なお、平成28年3月に閉館する中央公民館の事業につきましては、町の既存施設を活用しながら継続いたします。

また、公民館の施設整備につきましては、中央公民館解体及び跡地整備工事と、斑鳩公民館の耐震補強及び修景工事を実施いたします。

図書館におきましては、蔵書の充実を進めるとともにブックスタート事業を拡大し、パンフレットの配布と同時にお勧めの絵本を贈呈することで乳幼児が絵本に親しむきっかけを創出いたします。

また、絵本の時間、おはなしの時間や各小中学校で行うブックトークなどにより子供の読書習慣の定着を図ります。

さらに、庁舎の住民ライブラリーや青空リサイクルなどの除籍図書の活用や子供から大人まで参加できる行事の開催などにより、人生を豊かにする読書習慣を培うとともに、図書館利用の促進を図ってまいります。

学習機会の充実といたしまして、外国人を対象とした日本語学習教室を開催するとともに、講師の養成やボランティアによる外国人交流会などを支援いたします。

第3点、歴史文化の再発見と活用に向けた取り組みといたしましては、地域の歴史文化への関心を高めていただくため、歴史資料館では斑鳩寺に伝わる国の重要文化財である「鶴庄引付」に記された室町・戦国時代の人々の世界や仏像を中心とした文化財を紹介する企画展を開催するとともに、歴史講座や現地見学会、小・中学生対象の歴史探検隊などを実施いたします。

第4点、芸術・文化の振興に向けた取り組みといたしましては、太子町制65周年記念事業として招致したNHKのど自慢を平成28年12月11日に文化会館で開催いたします。

また、文化会館では、すぐれた芸術文化を鑑賞する機会を幅広く提供するため、L I V E i n A S U K Aのほか、魅力あふれる多彩な自主事業を開催いたします。

さらに、円滑な施設運営のため、中ホールの舞台照明と音響設備を更新するとともに、スペースの有効活用と利便性の向上を図るため、創作室を改修いたします。

芸術・文化に親しむ環境づくりといたしましては、芸術祭や公募美術展などを引き続き開催いたします。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりに向けた取り組みといたしましては、太子町観光協会や観光ボランティアガイドなどと連携を図りながら、新しい庁舎の機能活用も含めた、町の魅力発信による誘客の促進と観光資源の発掘に積極的に取り組みます。

22回を迎え、町を代表するイベントとして定着した太子あすかふるさとまつりにつきましては、地域の方々と関係機関の協力のもと開催いたします。

また、特産品の普及啓発のため、太子町産大豆の増産を目的とした大豆栽培農家への支援に加えて、太子みそ作り体験教室や太子いちじくすい〜つの普及促進など、特産品を利用した商品開発と情報発信を推進いたします。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農家の振興に向けた取り組みといたしましては、土地の有効利用と都市近郊農業という特色を生かし、ジャガイモやサツマイモの収穫を体験する観光オーナー事業や、景観形成と休耕田の有効活用を目的とした、地域が開催するレンゲまつりとそばまつりを支援いたします。

また、農業経営の安定と国内生産力の強化を図るための経営所得安定対策制度などにより、農業後継者不足の解消や食料自給率の向上、農業経営の安定化を支援してまいります。

さらに、農地の大区画化や配水対策、農業水利施設の整備により担い手への農地集積を進めることを目的に、広坂地区の圃場整備に向けた調査設計を実施いたします。

土地基盤の整備といたしましては、安全確実に水利管理を行うため、林田川に設置されている農業用ゲートの撤去復旧工事を実施するとともに、米田地区、山田地区の農業用水路について整備いたします。

次に、地元農産物や特産品の直売所の固定化と学校給食センターへの安定した食材の納入のため、太子ふれあい市や太子いちじく部会、そして昨年11月より販売を開始した庁舎農産物販売所協議会を支援いたします。

第2点、にぎわいある商業の推進に向けた取り組みといたしましては、太子町商工会と連携しながら、活力ある地域の中小企業の育成と支援を目的とした経営改善普及事業及び地域振興事業を実施いたします。

また、就労支援といたしまして、若者サポートステーションにおいて、働くことに悩みを抱えている若者などに対する就労的支援を行います。

さらに、消費者被害への対策といたしましては、消費生活相談員の配置による問題解決に向けた支援を強化するとともに、今後とも積極的な情報提供や啓発活動により被害の防止に努めてまいります。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進に向けた取り組みといたしましては、第3次太子町男女共同参画プランに基づき、全ての人が性別にとらわれず可能性を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、講演会などにより啓発を図っていくとともに、新たな取り組みとして、男女共同参画に関する情報発信のための拠点づくりの一環として、役場内に住民の方が自由に閲覧することができるコーナーを設置いたします。

また、まちづくりレターなどの住民ニーズを把握するためのツールや、まちづくりの集いの開催やパブリックコメントの実施、審議会委員の公募など、幅広い広聴活動を展開し、町民の皆様の貴重な御意見を政策形成へ役立ててまいります。

さらに、町内外への行政情報の発信といたしまして、「広報たいし」や太子町長定例記者会見などに加え、町ホームページやフェイスブックを積極的に活用いたします。

特に太子町ふるさと応援寄付事業につきま

しては、太子町を全国の皆様にご紹介いただくため、また太子町出身者やゆかりの方々から第2のふるさと、心のふるさととして思っただけりよう、新たに寄附者に対し、太子町産のお米や太子みそ、そうめん、町の魅力あふれるお礼品の贈呈を開始いたします。

第2点、太子町の行政力のパワーアップに向けた取り組みといたしましては、住民の多様な生活スタイルを尊重した新たな住民サービスといたしまして、既に実施しているコンビニエンスストアでの公共料金や町税などの収納に加え、新たに平成28年4月から住人票の写しなどの各種証明書の発行サービスを開始いたします。

また、転出入などで来庁者が多い時期に係窓口に休日に開庁する繁忙期休日開庁事業を昨年に引き続き実施し、平日に来庁が困難な住民の負担軽減を図ります。

さらに、婚姻、出生、転入などの手続で来庁された方に記念品を贈呈する太子町おもてなし事業を継続実施いたします。

情報化の推進におきましては、新公会計制度に対応するシステム構築や財務会計システムの機器更新などを実施いたします。

次に、役場職員の安全意識の向上と記録映像による事故対応への活用に加え、行方不明者や不審者等の発見などの地域の見守りや防犯対策に資するため、全公用車に映像記録型のドライブレコーダーを設置することとし、初年度である平成28年度は10台に設置いたします。

次に、行政改革の推進でございますが、第5次太子町新行政改革大綱を着実に推進するため、町民の理解と協力のもと行政サービスの効率化と経費の節減に努め、持続可能な安定した行財政運営に取り組めます。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づく太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、町の活力維持と太子町人口ビジョンで掲げる目標人口の達成のため、時代の変化に対応し、コンパクトさを生かした、住みよい太子らしさを追求する諸施策の展開に

取り組んでまいります。

以上が平成28年度の太子町行政運営に取り組む私の所信と施策の大要であります。新しい行政拠点である、地域と行政をつなぐ役場庁舎において、町民の皆様がこれからも住み続けたいと思える、誇れる太子のまちづくりを堅実に展開し、町制65周年という輝かしい記念すべき年を町民、議会、行政が一体となり、第5次太子町総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと全力を傾注いたす所存でございます。

今期定例会に提案しております案件につきましては、慎重なる御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 町長の施政方針の説明は終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（井村淳子） 日程第15、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第10号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条の帰属による道路1路線を認定するものであります。

起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例

#### の整備に関する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第16、議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める行政不服審査法が全部改正され、新たな行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることとなりました。当条例は、法の施行に伴い改正が必要となる複数の条例をまとめて整備するものです。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が全部改正され、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日から施行されることになりました。当条例は、法の施行に伴い改正が必要となる複数の条例をまとめて整備するものであります。

まず、第1条におきまして、太子町行政手続条例の一部改正を規定しております。改正内容は、不服申立が審査請求に一元化されたことに伴う文言の整理でございます。

次に、第2条におきまして、太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部改正を規定しております。改正内容でございますが、太子町情報公開及び個人情報の保護に

関する条例に基づく開示決定などに対する審査請求については、国や他の自治体と同様に、審理員による審理や行政不服審査会への諮問の手続を導入しないこととし、第21条の4に適用除外規定を新設しています。また、これに伴い目次を改めるとともに、第22条において、法改正に伴う文言整理をしております。

次に、第3条、第4条、第5条について説明をいたします。

第3条におきまして、太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第4条において、一般職の給与に関する条例の一部改正、第5条におきまして、太子町税条例の一部改正を規定しております。改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う文言の整理でございます。

次に、第6条におきまして、太子町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を規定しております。改正内容につきましては、国が示す準則に基づき、法の規定に合わせた文言整理をしております。

また、第10条及び第11条におきまして、地方税法の規定により準用する行政不服審査法第38条第4項及び第5項に規定する審理手続における提出書類等の写しの交付手数料の額及び減免について規定しております。規定内容のうち金額については別に上程しております。議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の定めるところによると規定しており、当町の複写機等の使用に関する規定に定める複写機や印刷機の使用料と整合を図り、白黒1枚につき10円、カラー1枚につき50円となります。また、手数料の減免につきまして、準則及び行政不服審査法施行令に倣い、第11条第1項におきまして、減免ができる旨と限度額について規定し、第2項及び第3項におきまして、減免を求める旨及び理由を記載した書面等の提出義務について規定しております。

次に、第7条におきまして、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を規定して

おります。改正内容は、法改正に伴う文言整理でございます。

次に、附則第1項におきまして、施行日について、法の施行日と同日の平成28年4月1日と規定しております。

次に、附則第2項におきまして、太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、施行日前にされた開示決定等については従前の例によることとする旨規定しております。

最後に、附則第3項におきまして、太子町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う適用区分として、改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、申し出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申し出を除き、なお従前の例による旨規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第17、議案第12号太子町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第12号太子町行政不服審査会条例の制定について説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める新たな行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることとなり、審査請求に係

る裁決に当たり、有識者から成る第三者機関への諮問機関である行政不服審査会の設置について定めるものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第12号太子町行政不服審査会条例の制定について詳細説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が全部改正され、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日から施行されることとなりました。

当条例は、新制度におきまして、審査請求に係る裁決に当たり、有識者から成る第三者機関への諮問手続が導入されることに伴い、設置が義務づけられた行政不服審査会について、法第81条第1項の規定に基づき定めるものでございます。

まず、第1条におきまして、法第81条第1項の規定に基づく審査会の設置について規定しております。

次に、第2条におきまして、審査会の組織について、第3条におきまして、審査会の委員について、国の基準を参考に、当町の審査請求件数等の実情に応じて規定しております。

次に、第4条におきまして、審査会に置く会長について、第5条におきまして、会議について、第6条におきまして、意見等の聴取について規定しております。

次に、第7条におきまして、審査会の庶務について、第8条においては、審査会の委任について規定しております。

次に、附則第1条におきまして、施行日について、法の施行日と同日の平成28年4月1日と規定しております。

次に、附則第2条におきまして、最初に開催される審査会については町長が招集する旨

規定しております。

最後に、附則第3条におきまして、行政不服審査会委員が規定されたことに伴い、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第18 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第18、議案第13号太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第13号太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の公表事項の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第13号太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の公

表事項の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

第3条につきまして、人事行政の公表事項に人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を追加するなどの改正を行っております。

なお、この改正につきましては、平成28年4月1日の施行としております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第19、議案第14号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第14号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

また、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることにより所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第14号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

また、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことにより所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条におきまして、本条例が参照する地方公務員法の条項のずれを改正しております。

次に、第8条の2につきまして、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の対象者に規定する「小学校に就学している子のある職員」を「小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」に改正しております。

次に、附則第1条におきまして、施行日を改正地方公務員法等の施行日に準じて平成28年4月1日とし、附則第2条におきまして、本条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出・遅出勤務開始日とする改正後の本条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても規則の定めるところにより当該請求を行うことができることを規定しております。

なお、附則第2条の規定は、公布の日から施行することとしております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第20 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第20、議案第15号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第15号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乘じる調整率が変更となったため、地方公務員災害補償法施行令においても所要の改正が行われ、当該施行令の規定を準用する本条例についても傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第15号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（以下「労災年金」という。）と同一の事由により厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乘じる調整率が変更となったため、地方公務員災害補償法施行令においても所要の改正が行われ、当該施行令の規定を準用する本条例についても傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

まず、本則におきまして、制定附則第5条に規定する、他の法令による給付との調整に係る条項について、傷病補償年金及び休業補

償と同一の事由により厚年法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「0.86」から「0.88」に改正しております。

次に、附則第1項におきまして、施行日を改正地方公務員災害補償法施行令の施行日に準じて平成28年4月1日とし、附則第2項におきまして、本則の改正規定については、本条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償につきましては、なお従前の例によることと規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第21、議案第16号太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第16号太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、その中で農業委員会等に関する法律が一部改正されました。これに伴い、太子町証人等に対する実費弁償に関する条例において、引用する条文の整理を行うものでございます。

改正内容としましては、第1条中「第

29条」を「第35条」に改めるものです。

施行日につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行日である平成28年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第22 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第22、議案第19号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第19号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律のうち徴収の猶予及び換価の猶予に係る条項が平成28年4月1日に施行されること、平成27年12月18日付総務省通知にて、地方税に関する申告書等において、個人住民税及び特別土地保有税に係る一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直すこととなったことなどに伴い太子町税条例等を改正するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第19号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）のうち徴収の猶予及び換価の猶予に係

る条項が平成28年4月1日に施行されること、平成27年12月18日付総務省通知にて、地方税に関する申告書等において、個人住民税及び特別土地保有税に係る一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直すこととなったことなどに伴い太子町税条例等を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

最初に、第1条の太子町税条例（昭和31年条例第5号）の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、第8条の改正につきましては、徴収猶予は期間と金額を定めて、分割して納付するという規定でございます。

次に、第9条の改正につきましては、徴収猶予の申請手続に必要な事項についての規定でございます。

次に、第10条の改正につきましては、徴収猶予を取り消すときの規定でございます。

次に、第11条の改正につきましては、職権による換価の猶予の手続に必要な事項についての規定でございます。

次に、第12条の改正につきましては、申請による換価の猶予の申請手続に必要な事項についての規定でございます。

次に、第13条の改正につきましては、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予を行うときに担保を徴する必要があるときの規定でございます。

次に、第18条の改正につきましては、第8条第1項において、地方税法に係る法人番号を規定したことに伴う規定の整備でございます。

次に、第36条の2第9項の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する法人番号の定義について、総務省の条例改正例に合わせて、各税目ごとに付す規定の整備でございます。

次に、第51条第2項の改正につきまして

は、町民税の減免の申請期限について、平成27年3月31日付総務省通知により、各団体の実情に応じて見直しを行った結果、申請者の利便性を鑑み、「納期限前7日まで」の申請期限を「納期限まで」とするものでございます。

また、町民税の減免申請書に番号法に規定する法人番号を記載しないこととなったため、個人番号の規定を削除するものでございます。

次に、第63条の2第1項の改正につきましては、番号法に規定する個人番号及び法人番号の定義について、総務省の条例改正例に合わせて、各税目ごとに付す規定の整備でございます。

次に、第71条第2項の改正につきましては、固定資産税の減免の申請期限について、町民税の減免と同様に、「納期限前7日まで」の申請期限を「納期限まで」とするものでございます。

次に、第89条第2項の改正につきましては、軽自動車税の減免の申請期限について、町民税の減免と同様に、「納期限前7日まで」の申請期限を「納期限まで」とするものでございます。

また、同項第2号におきましては、番号法に規定する個人番号及び法人番号の定義について、総務省の条例改正例に合わせて、各税目ごとに付す規定の整備でございます。

次に、第90条第1項の改正につきましては、身体障害者と生計を一にする者が所有し、その障害者のために使用するための所有する軽自動車等を減免の対象としている現状に合わせた規定の整備でございます。

また、同条第2項及び第3項におきましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の申請期限について、町民税の減免と同様に、「納期限前7日まで」の申請期限を「納期限まで」とするものでございます。

次に、第139条の3第2項の改正につきましては、特別土地保有税の減免の申請期限について、町民税の減免と同様に、「納期限前

7日まで」の申請期限を「納期限まで」とするものでございます。

また、番号法に規定する個人番号及び法人番号の定義について、総務省の条例改正例に合わせて、各税目ごとに付す規定の整備でございます。

次に、第149条の改正につきましては、番号法に規定する個人番号及び法人番号の定義について、総務省の条例改正例に合わせて、各税目ごとに付す規定の整備でございます。

次に、第2条の太子町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

第23条第3項の改正につきましては、第1条中、太子町税条例第9条第2項の改正事項におきまして、地方税法施行令に係る法律番号を規定したことに伴う規定の整備でございます。

この条例の施行期日は公布の日といたしております。ただし、第1条中の徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る条項の規定につきましては、平成28年4月1日を施行期日とし、その経過措置としまして、この条例の施行期日前に申請された徴収の猶予等については従前の例によることとしております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第23、議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第20号太子町行政

不服審査関係手数料条例の制定について説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める行政不服審査法が全部改正され、新たな行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることとなりました。

当条例は、行政不服審査新制度において、審理員、審査庁及び第三者機関に提出された資料や書類等の写しの交付が可能となったことにより、その写しの交付を受ける者に対し納付が義務づけられた手数料について定めるものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について詳細説明を申し上げます。

行政処分に対する不服申立制度について定める行政不服審査法（昭和37年法律第160号）が全部改正され、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日から施行されることとなりました。

当条例は、行政不服審査新制度におきまして、審理員、審査庁及び第三者機関に提出された資料や書類等の写しの交付が可能となったことにより、その写しの交付を受ける者に対し納付が義務づけられた手数料について定めるものでございます。

まず、条例の整備方法についてですが、地方自治法第227条の規定に基づき徴収する手数料について定める既存の太子町手数料条例を一部改正するという方法も可能ではございますが、手数料の納付時期や減免などに係る規定が異なることで改正範囲が膨大となり、かえって既存の手数料条例自体がわかりにくいものになってしまうおそれがあるため、新たに行政不服審査法の規定による提出資料等の写しの交付に係る手数料に関し条例を制定

することといたしております。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、本条例の趣旨を規定しております。

次に、第2条におきまして、審理員や審査庁による写しの交付の手数料、他の法令に基づく不服申立において行政不服審査法を準用している場合の写しの交付手数料、また第三者機関による写しの交付手数料の額を別表に定める旨規定しております。金額につきましては、当町の複写機等の使用に関する規定に定める複写機や印刷機の使用料と整合を図り、白黒1枚につき10円、カラー1枚につき50円といたしております。

次に、第3条におきまして、手数料の徴収時期について、書類等の交付の際に徴収する旨規定しております。

次に、第4条におきまして、手数料の減免について規定しております。内容につきましては、行政不服審査法施行令に倣い、第1項において、減免ができる旨と限度額について規定し、第2項及び第3項におきまして、減免を求める旨及び理由を記載した書面等の提出義務について規定しております。

次に、第4項におきまして、審理員が指名されない場合に第1項及び第2項の審理員を審査庁と読みかえる旨を、第5項において、第三者機関である太子町行政不服審査会が減免権者となる場合に第1項から第3項までを準用する旨と、この場合に審理員を太子町行政不服審査会と読みかえる旨について規定しております。

最後に、附則におきまして、施行日について、法の施行日と同時の平成28年4月1日と規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第24 議案第21号 太子町福祉  
医療費助成条例の一部を改  
正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第24、議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

少子化対策、子育て支援の一環として、平成26年7月から、3歳の誕生日の属する月の末日までの乳幼児等に係る通院医療費の無料化を実施しているところでありますが、町民の皆様のさらなるニーズの高まりや近隣市町の動向を勘案し、町単独事業として、平成28年7月から、無料化の対象年齢を6歳に達する日以後の最初の3月31日まで引き上げるため、本条例を改正するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、少子化対策、子育て支援の一環として、平成26年7月から、3歳の誕生日の属する月の末日までの乳幼児等に係る通院医療費の無料化を実施しているところでございますが、町民の皆様のさらなるニーズの高まりや近隣市町の動向を勘案し、町単独事業として、平成28年7月から、無料化の対象年齢を6歳に達する日以後の最初の3月31日までに引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第3条第1項第2号で重度障害者医療、同項第3号で乳幼児等医療、同項第4号で母子家庭等医療につ

いて、通院医療費無料化の対象となる旨の規定を、「3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者」から「6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」に改めるものでございます。これにより、既に実施している入院医療費の無料化とあわせ、所得制限超過で受給対象外である者を除き、就学前の乳幼児等に係る医療費が完全に無料となります。

なお、対象者は1,040名であり、助成額は年間約1,090万円に増加すると見込んでおり、平成28年度当初予算では8カ月分に当たる約728万円を計上いたしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第25 議案第22号 太子町国民
健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第25、議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正事由については、固定資産に課税する資産割を廃止するとともに、所得割、均等割、平等割の税率を改定し、加えて賦課限度額の引き上げ、軽減判定所得の見直しを行うものであります。

また、減免申請書類の提出期限について、納期限までとすることの改正でございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正事由につきましては、1点目は、兵庫県が策定した財政安定化支援計画におきまして、標準的な保険料算定方式として所得割、均等割、平等割の3方式を目指す旨が記載されていることを踏まえ、固定資産に係る国民健康保険税の資産割を廃止するものでございます。

また、平成26年度末における国民健康保険財政調整基金残高が国が示している保有基準を約5,000万円上回ったこと、28年度予算案において診療報酬改定などにより保険給付費が減少していることなどを踏まえ、国民健康保険税率の減額改定を行うものでございます。この改定に基づき、1人当たりの年税額は約8,400円の減額を見込んでおります。

2点目は、閣議決定された税制改正大綱に基づき、国民健康保険税の賦課限度額につきまして、医療分は現行「52万円」を「54万円」に、後期高齢者医療支援金等分は現行「17万円」を「19万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置対象を拡大するため、5割軽減の軽減判定所得を被保険者1人当たり5,000円、2割軽減の軽減判定所得を被保険者1人当たり1万円それぞれ引き上げ、7割、5割、2割それぞれの減免額についても改めるものでございます。

3点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請書等の記載事項を定める規定に個人番号を加える条例改正を平成27年12月に行いましたが、平成28年度与党税制改正大綱において、同法第2条第5項に規定する個人番号の取り扱いが一部変更されたことに伴い、減免申請書に番号法に規定する個人番号を記載しないこととされたことに伴う改正でございます。

4点目は、減免の申請書類の提出期限につきまして、「納期限前7日まで」であったものを「納期限まで」に変更するものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日としております。ただし、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げの部分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行の日としております。

また、個人番号を記載しない取り扱いとする部分については、番号法の個人番号使用に関する規定が施行された1月1日より後に施行されたとしても住民に不利益になる内容ではなく、緊急性も認められないので、施行期日は公布の日としております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第26 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第26、議案第23号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第23号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

介護保険料の減免の申請期限を改正するものであります。平成27年3月31日付の総務省通知に基づき、平成28年4月より町税の減免の申請期限が「納期限前7日」から「納期限」に改正されることに伴い、介護保険料においても税との整合性を図るため、条例改正を行うものであります。

現行条例の減免申請書の提出期限は、普通徴収の方法により保険料を徴収されているものについては「納期前7日まで」に、特別徴

取の方法により保険料を徴収されているものについては「特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日」になっておりますが、普通徴収、特別徴収の納付方法に関係なく、「納期限」に改正するものであります。

なお、この条例の施行日は平成28年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第27、議案第24号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第24号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険法が改正されたことに伴い、現在の通所介護のうち利用定員18名以下の小規模の通所介護及び常時看護師による観察が必要な方をサービス対象とする療養通所介護が平成28年4月1日より地域密着型通所介護に移行することとなります。人員、設備及び運営の基準については原則、省令の定める基準と同じとしておりますが、事業所の指定、指導権限が町に移管されること

から、第3条第2項において、従業者、設備、備品、会計等の記録の保存年限を省令基準の2年から、地方自治法の金銭債権の消滅時効と整合を図り、5年に延長するものであります。

なお、この条例の施行日は平成28年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第28、議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を実施するため改正するものでございます。

具体的には、第17条第1項で印鑑登録証明書の交付の申請について、第2項で多機能端末機に入力する暗証番号について、また第3項で印鑑登録証明書の交付について規定しております。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第29 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第29、議案第26号太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第26号太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

近年、社会問題となっている適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるという背景のもと、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日より施行されました。

現在、町内の空き家は約300軒程度あり、その大半は適正に維持管理がされておりますが、中には維持管理が行き届いていないものも確認されております。

このような管理放棄された空き家につきましては、適正な維持管理、また撤去等を所有者や管理者へ徹底させるための指導等を市町が行うに当たり、運用条例を制定するものです。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第26号太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

現在の町内の空き家は約300軒程度あり、その大半は適正に維持管理がされておりますが、中には維持管理が行き届いていないものが確認されております。

このような空き家につきまして、適正な維持管理、または撤去などを所有者や管理者へ徹底させるための指導等を市町が行うに当たり、運用条例の制定は不可欠であります。また、条例の制定により、良好な生活環境の保全、安全と安心のまちづくりの推進に寄与することができることとなります。

それでは、制定内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条におきまして、制定の目的、第3条におきまして、町の責務、第4条におきまして、所有者の義務を規定しております。

次に、第5条は町民等からの情報提供、第6条及び第7条は空き家の実態調査など、第8条から第10条は所有者への指導、助言、勧告、命令等を規定しております。

次に、第11条につきましては、改善命令にもかかわらず善処されない場合において行政代執行が行えることを規定しております。

次に、第12条におきまして、現在の急迫した危険を回避するために時間的余裕がない場合において応急措置を講じることができることを規定しております。

次に、第13条から第18条におきまして、審査会の所管事務、委員構成等を規定しております。

次に、第19条におきまして、警察を含めた関係機関への協力要請ができること、第20条において、空き家を除去するとき、あるいは空き家の跡地を地域住民が有効利用できる広場等に利用する場合に、その経費として町が補助する旨規定しております。

施行日につきましては、28年4月1日といたしております。

最後に、附則第2条におきまして、太子町空き家等審査会委員が規定されたことに伴い、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定いたしております。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第30 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第30、議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

兵庫県皮革産業協同組合連合会、兵庫県、姫路市、たつの市及び本町との間で締結いたしました皮革産業対策の具体的推進に係る協定書に基づき、前処理場処理污水に係る使用料単価を改定するものでございます。

この使用料単価の改定につきましては、県下同一料金とすべく、おおむね5年ごとに、協議により決定されるものとされております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本案件につきましては、兵庫県皮革産業協同組合連合会、兵庫県、姫路市、たつの市及び本町との間で締結いたしました皮革産業対策の具体的推進に係る協定書に基づき、前処理場処理污水に係る使用料単価を改定するものでございます。

この使用料単価の改定につきましては、県下同一料金とすべく、おおむね5年ごとに、協議により決定されるものとされております。

具体的な改定内容といたしましては、使用料単価を税込み価格から税抜き価格に表記を改めるとともに、平成28年度から平成31年度までは現行の1立方メートル当たり価格を232円で据え置き、最終年の平成32年度に250円に引き上げるものでございます。

税込み価格で御説明申し上げますと、現行の250円の価格は、平成28年度は250円で据え置かれ、その後の平成29年度から平成31年度までは、消費税率10%が適用された場合は255円に引き上げ、最終年、平成32年度は275円に引き上げるものでございます。

このたびの協定書の締結に当たりましては、昨年11月15日から本年1月19日にかけて4度にわたり、皮革業界と兵庫県、関係市町2市1町との間で費用負担のあり方について協議を重ね、合意に至ったものでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第31、議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（北川嘉明） 議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令において、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合におけ

る傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改正に伴い、本条例の附則第5条第2項及び第5項の表中の調整率について、それぞれ所要の整理を行うものであります。

なお、施行日につきましては、法及び政令の施行日である平成28年4月1日からとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第32 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算**

○議長（井村淳子） 日程第32、議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（北川嘉明） 議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を107億9,879万1,000円とし、新庁舎建設事業の終了により、対前年度比で21億3,532万4,000円、16.5%の減としております。

歳入予算の主な増減としては、町税については、町民税は3,454万1,000円の増、固定資産税は3,279万7,000円増となり、町税の総額では対前年度比6,129万8,000円、1.6%の増であります。新庁舎建設事業の終了により、繰入金は対前年度比10億185万円、61.0%の減、町債については対前年度比15億6,130万円、60.6%の減であります。

歳出予算の主な増減としては、総務費は新庁舎建設事業の終了により対前年度比27億1,299万4,000円、72.1%の減、民生費は認定こども園の新設による保育所等整備交付金の増等により対前年度比4億7,429万3,000円、13.9%の増、衛生費は揖龍クリーンセンター

長寿命化事業に伴う揖龍保健衛生施設事務組合負担金の増等により対前年度比2億1,873万円、28.7%の増、土木費は網干線道路整備事業、総合公園整備事業の減等により対前年度比2億3,893万9,000円、11.4%の減、教育費は南総合センター改築工事費の増等により対前年度比1億3,923万4,000円、13.2%の増であります。そのほか、地方債では6事業を設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度と比べまして1,133万2,000円の減でございます。主な内容としましては、節4共済費につきましては、町村議会議員共済会へ支払う給付費負担金の減によるものでございます。節13委託料のうち議会中継システム保守委託料110万6,000円につきましては、新規事業といたしまして、町民に開かれた議会を目指し、議会からの情報発信、情報公開を積極的に行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料及び節3職員手当等につきましては、前年度と比べまして、給料271万3,000円、職員手当等162万5,000円の増で、主に職員増の増によるものでございます。節4共済費につきましては、327万7,000円の減で、主に市町村職員共済組合の負担金算出方法の変更等に伴うものでございます。

60ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして377万1,000円の減となっております。主に市町村職員退職手当組合負担金の負担率の変更によるものでございます。

62ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節13委託料のうち固定資産台帳整備・公共施設等総合管理計画策定業務委託料につきましては、平成28年度決算の統一的な基準による財務書類の作成、分析、公表に向け、町有財産情報データなどを網羅した固定資産台帳を整備するとともに、蓄積したデータをもとに施設の中・長期的な総量適正化などの指針を示した計画を策定するため、昨年度から引き続き実施するものでございます。

64ページをお願いいたします。

目6企画費、節8報償費のうち、ふるさと応援寄付謝礼200万円につきましては、4月よりふるさと応援寄付に対してのお礼品の送付を開始するものでございます。

68ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、防犯カメラ設置整備費補助金40万円につきましては、県補助事業の上乗せ補助として、犯罪抑止や事件、事故の情報収集効果を継続して行うものでございます。

72ページをお願いいたします。

目15庁舎管理費につきましては、新庁舎に係る管理費を整理し、新たに目を設けております。

76ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1税務総務費、節7賃金につきましては、前年度と比べまして253万7,000円の増となっております。これは町税の滞納整理を強化し、徴収率の向上を図るため、専門職員を1名雇用するものでございます。

80ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節19負担金・補助及び交付金につ

きましては、前年度と比べまして878万8,000円の減となっております。平成27年度の通知カード、個人番号カード交付が完了し、今後は出生、海外からの転入、再交付のみとなることによるものでございます。

項4選挙費につきましては、28年度に選挙期日を迎える参議院議員選挙及び太子町長選挙の執行費用等を計上しております。

86ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、前年度に比べまして1,055万1,000円の減となっておりますが、主に27年度で国勢調査事務が終了したことによるものでございます。

90ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金でございます。前年度と比べまして3,186万7,000円の増となっております。これは保険税軽減の対象となった被保険者数の人数に応じて、国、県、町の公費により財政支援される保険基盤安定繰出の増によるものでございます。

92ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金でございます。保険給付事業繰出が前年度と比べまして1,307万2,000円の増、3億1,756万6,000円、介護サービス事業繰出が28万7,000円減の811万7,000円でございます。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療費負担金として市町が負担義務を担うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上しております。前年度と比べまして1,967万8,000円の増となっておりますが、後期高齢者医療費の増によるものでございます。

96ページをお願いいたします。

目6障害者福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして3,847万円の増となっております。主に計画相談支援事業の効

果により障害福祉サービス利用者が増加したことなどによる介護給付費の増によるものでございます。

100ページをお願いいたします。

目9保健福祉会館管理費、節17公有財産購入費につきましては、保健福祉会館駐車場の西側用地667平方メートルをこれまでは借地契約しておりましたが、このたび用地取得するため計上するものでございます。

目10臨時福祉給付金等給付事業費につきましては、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、1人3,000円の給付措置を引き続き行うものでございます。また、給付金の対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金受給者1人につき3万円の給付措置をあわせて行うため、給付費及び事務費として2,815万4,000円を計上しております。

104ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして2億5,162万2,000円の増となっております。これは国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用し、認定こども園の新設及び移行に係る施設整備費用を補助するものでございます。

114ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費につきましては、学童保育園事業が社会教育課から社会福祉課に移管されたことに伴い、款10教育費、項5社会教育費から款3民生費、項2児童福祉費に科目を変更いたしております。節7賃金につきましては、前年度と比べまして1,027万7,000円の増となっております。これは斑鳩学童保育園の1クラス増により支援員2名を増員し、太田学童保育園についても児童数の増加に対応するため2名を増員するものでございます。

116ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして964万2,000円の増となっております。これは民間学童保育園とし

て神戸YMCAアフタースクール太子クラブが本年4月に開設予定のため、運営費を補助するものでございます。補助率は、国、県、町がそれぞれ3分の1となっております。

120ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうち歯周病検診委託料117万4,000円につきましては、新規事業として、40歳から10歳刻みで70歳までの節目の方を対象に歯周病検診を実施するものでございます。

122ページをお願いいたします。

節20扶助費につきましては、これまで法的支援のなかった20代、30代の末期がんの方が自宅で生活できるよう、訪問介護サービス等の支援費を新規計上するものでございます。

126ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金につきましては、前年度と比べまして2億2,051万2,000円の増となっております。主に揖龍クリーンセンター長寿寿命化のための大規模改修工事の実施に伴う増額でございます。

134ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして2,536万9,000円の増となっております。主に農業用河川工作物応急対策事業負担金及び西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金の計上によるものでございます。

目7国土調査費につきましては、町域の地籍の明確化を図るため、平成20年度から順次事業着手しております地籍調査事業に係る諸経費でございます。なお、28年度は吉福及び塚森地区について取り組むものでございます。

144ページをお願いいたします。

目8土木費、項2道路橋りょう費、目4幹線道路整備事業費につきましては、主に網干線外道路整備事業に係る用地買収、物件補償

等を計上いたしております。

148ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち立地適正化計画策定支援業務委託料につきましては、都市再生特別措置法の改正に伴うコンパクトなまちづくりを推進するために計画策定を実施するものでございます。節19負担金・補助及び交付金のうち住宅耐震改修促進事業補助金720万4,000円につきましては、簡易耐震診断、耐震改修工事、住宅建てかえ工事、防災ベッドの補助でございます。また、老朽危険空き家除却・まちなか広場整備事業費補助金286万4,000円につきましては、除却整備費の補助でございます。

150ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節13委託料のうち総合公園工事監理業務委託料につきましては、総合公園の工事範囲が広く、構造物が多岐にわたることから、設計者による工事監理が必要となるため、工事監理業務を委託するものでございます。また、旧環境センター現況調査業務委託料につきましては、旧環境センター焼却炉汚染物のサンプリング調査を委託するものでございます。節15工事請負費につきましては、松ヶ下自治会から県道までの道路及び山林を周回できる園路を整備するものでございます。また、既に供用しておりますテニスコートの夜間利用に対する要望に応えるため投光照明等を整備するものでございます。

152ページをお願いいたします。

目6土地再生整備事業費、節15工事請負費につきましては、歴史と和のまち・太子交流拠点地区都市再生整備計画にのっとりまして、斑鳩公民館耐震補強・修景工事及び中央公民館解体・跡地整備工事を行うものでございます。

156ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節9旅費につきましては、宮城県山元町への職員派遣に伴う帰省旅費等を計上しております。

160ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7賃金のうち適応教室指導員賃金につきましては、平成28年より、何らかの理由により学校へ登校できない児童・生徒に対しまして、学校への復帰を支援するための適応教室を開設し、指導員を配置するものでございます。

164ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち斑鳩小学校防犯カメラ設置工事費につきましては、学校敷地内への不審者の侵入防止や児童の安全対策のため、2台の防犯カメラを設置するものでございます。

166ページをお願いいたします。

同じく節15工事請負費のうち石海小学校プールサイド改修工事費につきましては、経年劣化によりプールサイドの塗装及びシートが剥がれ、児童が負傷するおそれがあるため、プールサイドのシートの張りかえを行うものでございます。

170ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料のうち太子東中学校大規模改造事業実施設計委託料につきましては、太子東中学校校舎は築34年が経過し、屋上の防水機能の低下や校舎内外の破損が著しいため、平成29年度に計画している大規模改造のための実施設計業務を委託するものでございます。

180ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節11需用費のうち修繕料につきましては、前年度と比べまして400万2,000円の増となっておりますが、主に太田公民館調理室の改修及び斑鳩公民館多目的トイレのユニバーサル化を実施するものでございます。

186ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして1,190万円の増となっておりますが、主に県指定文化財であります斑鳩寺庫裏の保存改修補助金と鶴屋台修繕に係る活動助成金でございます。

190ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節11需用費のうち修繕料につきましては、文化会館の竣工から20年以上が経過し、建物、機械設備、舞台設備などの経年劣化に対応するため、中ホール調光操作卓・調光基盤改修及び音響操作卓改修を実施するものでございます。

192ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、中央公民館の閉館に伴う生涯教育分野の受け皿として、創作室をリニューアルするものでございます。

196ページをお願いいたします。

目9総合センター費、節15工事請負費につきましては、築40年以上が経過し、老朽化の著しい南総合センターの改築工事費でございます。

目10地域交流館費につきましては、地域交流館の運営に係る諸経費を計上いたしております。

204ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4給食センター費、節13委託料のうち土地鑑定業務委託料につきましては、築42年が経過した学校給食共同調理センターの老朽化に伴いまして、近代的な施設設備を導入し、高度な衛生管理及び労働安全衛生に配慮した新たな給食センターの建設を進捗するため、建設用地確保を目的とした用地鑑定業務を委託するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、予算額16億101万円で、前年度と比べまして3,052万8,000円、1.9%の増となっております。主な要因といたしましては、緩やかではございますが、景気は回復基調にあり、個人所得の増加等が見込まれることから、課税標準額の増加を見込んだことによるものでございます。

目2法人につきましては、予算額1億7,093万2,000円で、前年度と比べまして

401万3,000円、2.4%の増となっております。これは平成27年10月より税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられたものの、景気回復による法人数の増加と企業業績の伸びが見込まれることによるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、予算額19億564万1,000円で、前年度と比べまして3,275万2,000円、1.7%の増となっております。土地につきましては、予算額7億6,426万1,000円で、前年度に比べまして1,002万8,000円の減でございます。主に不動産鑑定士による鑑定の結果、町内の大部分の鑑定地点において価格が下落基調にあり、減を見込んだことによるものでございます。家屋につきましては、予算額7億4,787万3,000円で、前年度に比べまして2,917万9,000円の増でございます。主に新增築家屋分の税収の増加と在来家屋の増を見込んだことによるものでございます。続きまして、償却資産につきましては、予算額3億4,350万7,000円で、前年度に比べまして960万1,000円の増でございます。主に太陽光発電施設や大型商業施設の設備投資などが増加したことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

項3軽自動車税につきましては、予算額7,649万9,000円で、前年度と比べ約400台の登録台数の増加を見込み、295万3,000円の増でございます。

項4町たばこ税につきましては、予算額1億8,889万4,000円で、前年度と比べまして899万3,000円、4.5%の減でございます。主に喫煙者の減少に伴う販売本数の減を見込んだことによるものでございます。

18ページをお願いいたします。

款3利子割交付金から款8自動車取得税交付金の各種交付金につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で個人消費も緩やかに上昇しており、これを反映して歳入を見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務使用料のうち自動販売機用地使用料427万2,000円につきましては、行政財産使用料条例に基づく用地使用料でございます。

30ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金428万6,000円につきましては、情報連携に伴うシステム改修によるもので、補助率は10分の10及び3分の2でございます。節2児童福祉費補助金のうち保育所等整備交付金1億3,926万9,000円、認定こども園施設整備交付金4,840万4,000円につきましては、新たに建設が予定されております認定こども園への補助金及び老朽化した現園舎を解体、改築し、認定こども園に移行する園への補助金で、補助率は3分の2及び2分の1でございます。

32ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備事業費補助金1億1,935万円につきましては、歳出で申しあげました網干線外道路整備事業に係る補助金で、補助率10分の5.5でございます。また、橋梁長寿命化事業補助金2,805万円につきましては、太子陸橋調査補修設計業務委託、橋梁定期点検業務委託に係る補助金で、補助率は2分の1及び10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金のうち都市公園事業費補助金9,100万円につきましては、総合公園施設費として、補助率2分の1でございます。都市再生整備計画事業費補助金3,722万円につきましては、斑鳩公民館耐震補強・修景工事、中央公民館解体・跡地整備工事に係る交付金で、補助率10分の4でございます。

38ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち多面的機能支払交付金につきましては、県から

交付団体への直接交付から町経由の交付となったことにより、前年度と比べまして1,077万6,000円の増となっております。

40ページをお願いいたします。

目7教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち地方改善施設整備費補助金9,386万円につきましては、南総合センターの改築工事費に伴う補助金でございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節3選挙費委託金につきましては、平成28年度に執行が予定されている参議院議員選挙の委託金でございます。

44ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金につきましては、前年度と比べまして490万円の増となっておりますが、ふるさと応援寄付金の増額によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節7教育費雑入のうち自治総合センター助成金210万円につきましては、鵜屋台修繕に伴う助成金でございます。

52ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1衛生債、節1一般廃棄物処理施設整備事業債1億9,260万円につきましては、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍クリーンセンター長寿命化事業に係る起債でございます。充当率は90%でございます。

目2土木債、節1道路橋りょう事業債9,220万円につきましては、都市計画道路整備事業及び橋りょう長寿命化事業に係る起債でございます。充当率は90%でございます。節2都市計画事業債1億330万円につきましては、総合公園整備事業及び都市再生整備計画事業に係る起債でございます。いずれも充当率は90%でございます。

目3消防債、節1消防施設整備事業債1億3,070万円につきましては、西はりま消防組合太子署に配置します消防ポンプ自動車及び救急自動車の購入費及び老朽化に伴う消防団

車庫の改築事業に係る起債でございます。いずれも充当率は100%でございます。

目4教育債、節1社会教育施設整備事業債5,600万円につきましては、南総合センターの改築事業に係る起債でございます。充当率は75%でございます。

以上で歳入の詳細説明を終わります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表におきまして地方債を定めております。起債の限度額は総額10億1,480万円でございます。

以上で議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時51分）

（再開 午後3時10分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第33 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第33、議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成28年度国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を38億4,103万円と定めるものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税6億6,064万円、国庫支出金6億6,188万3,000円、前期高齢者交付金9億4,971万2,000円、県支出金1億7,398万2,000円、共同事業交付金9億4,954万円、繰

入金3億3,372万7,000円等であります。

歳出の主な内容につきましては、総務費4,850万5,000円、保険給付費22億3,188万5,000円、後期高齢者支援金等4億1,899万円、介護納付金1億3,669万5,000円、共同事業拠出金9億4,954万円、保健事業費2,042万9,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

24ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,332万3,000円につきましては、職員の人件費や国保事業の運営に必要な物件費等の経費でございます。前年度に比べまして290万2,000円減少しておりますが、これはマイナンバー制度の導入に係る国民健康保険の電算システムを改修するための経費が減少したことによるものです。

26ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費18億8,567万1,000円は、平成27年度上半期の保険者負担額から年間平均の保険者負担額を求め、この額に医療費及び被保険者数の増減見込みを乗じて算出しております。

目2退職被保険者等療養給付費、また一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費につきましても、平成27年度見込みから年間の保険者負担額を算出しております。

30ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金1,680万円につきましては、1年間の出産件数を40件と見込み、1件当たり42万円を給付

する予定としております。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金4億1,896万円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じて支援金を算出したしております。前年度より2,337万9,000円の減となっております。

32ページをお願いいたします。

款6介護納付金は1億3,669万5,000円で、国全体における標準給付費及び介護予防事業費の見込み額のうち28%を第2号被保険者が負担するものです。太子町国保分の第2号被保険者見込み数2,508.5人分に28年度の1人当たりの負担見込み額6万4,300円を乗じて28年度の概算介護給付費納付金額を算出したしております。

34ページをお願いいたします。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金8,880万6,000円並びに目2保険財政共同安定化事業拠出金8億6,073万4,000円につきましては、共同事業に必要な費用の見込み額に対して、本町分の拠出率等を乗じて算出しております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費1,881万円は、平成20年度より医療費適正化の総合的な推進として、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施が義務づけられた特定健康診査・特定保健指導に係る経費でございます。

続いて、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてで御説明したとおり、固定資産に対して保険税を課税する資産割を廃止するとともに、所得割、均等割、平等割の税率も減じることとし、あわせて課税限度額及び軽減判定所得の見直しを行う条例改正案を本議会に上程しているところでございます。この改正による影響額も踏まえ、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付費分現年課税

分については4億1,095万4,000円、後期高齢者支援金分現年課税分については1億4,318万8,000円、介護納付金分現年課税分については4,514万4,000円を計上いたしております。

目1一般被保険者国民健康保険税全体では6億3,328万6,000円で、前年度より5,587万1,000円の減となっております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は一般被保険者と同様に算出しており、全体で2,735万4,000円を計上しております。前年度より539万8,000円の減となっております。

14ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金5億1,931万3,000円及び項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金1億1,468万8,000円は、対象事業費である保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の減に伴い、前年度よりそれぞれ5,114万6,000円、1,202万7,000円の減となっております。

款5前期高齢者交付金9億4,971万2,000円についてですが、平成28年度の概算交付金の額は前期高齢者の加入率や1人平均の前期高齢者給付費額などの実績数値をもとに算出しており、平成26年度の精算分と合わせて、前年度より1,503万9,000円の減となっております。

16ページをお願いいたします。

款6県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金、節1普通調整交付金9,830万3,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出しており、前年度より1,030万9,000円の減となっております。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金8,880万6,000円並びに目2保険財政共同安定化事業交付金8億6,073万4,000円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定しております。

18ページをお願いいたします。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金2億2,912万8,000円は、保険基盤

安定繰り入れとして、保険税軽減分と保険者支援分1億6,138万5,000円、職員給与費等繰り入れとして、総務費の人件費及び物件費相当額4,819万円、出産育児一時金等繰り入れとして、出産育児一時金の3分の2に当たる1,120万円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰り入れとして835万3,000円を計上しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億459万9,000円は、会計全体の歳入不足額を補填して財源調整するために繰り入れるものでございます。

20ページをお願いいたします。

款11繰越金、目2その他繰越金は、27年度決算の剰余金を28年度に繰り越すもので、昨年度までの決算状況を勘案し、3,000万円を計上しております。

会計全体の歳入歳出総額は38億4,103万円で、前年度と比較しますと6,832万2,000円の減、率で申しますと1.75%の減となっております。

以上で平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第34 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第34、議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成28年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を21億7,098万円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料5億4,683万8,000円、国庫支出金4億887万6,000円、支払基金交付金5億7,590万7,000円、県支出金3億107万1,000円、繰入金3億2,839万6,000円等であります。

歳出につきましては、総務費4,535万6,000円、保険給付費19億9,682万8,000円、介護サービス事業費1,797万円、地域支援事業費1億518万8,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,098万円計上いたしております。

それでは、歳出から御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険事務職員3名分の人件費のほか、番号制度に伴う介護保険システム改修委託料と事務経費合わせて、一般管理費全体で2,547万4,000円計上しております。

19ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費については、介護保険料納付書等の郵送料等、賦課徴収を行うための費用として291万6,000円計上しております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で331万8,000円計上しております。

目2認定調査費については、認定調査員賃金5名分のほか、主治医意見書作成料等、認定調査費全体で1,345万2,000円計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護諸費については、目1 介護サービス費として18億3,384万4,000円、目2 予防サービス費として6,923万9,000円、目3 高額介護サービス費として3,739万1,000円、目4 特定入所者サービス費として5,489万8,000円、目5 審査支払手数料として145万6,000円を計上し、介護諸費全体で平成27年度当初予算比1.12%増の19億9,682万8,000円計上しております。

23ページをお願いいたします。

款3 介護サービス事業費、項1 介護サービス事業費、目1 介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを作成、管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン作成委託料などを計上し、介護サービス事業費全体で1,797万円計上しております。

25ページに移りまして、款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、新規事業として、平成28年3月から、近隣地域に先駆け、介護予防・生活支援サービス事業を開始することから、通所型、訪問型サービスの提供を委託により実施いたします。従来、介護予防給付費で計上しておりました要支援者の通所介護、訪問介護サービスが介護予防・生活支援サービスに移行するため、介護予防・生活支援サービス事業費として4,060万9,000円を計上し、介護予防事業費全体で5,998万6,000円計上しております。

項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費については、地域包括支援センター職員4名分の人件費、地域ケア会議研修の講師料、27ページに移りまして、成年後見制度精神鑑定手数料のほか、新たに町内の中学校圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援体制の整備に当たするため、生活支援体制整備事業委託料を計上しております。また、現在訪問用として使用しております公用車が登録後18年を経過し、老朽化しているため、新しく公用車を購入す

ることを予定しております。包括的支援事業費全体で4,520万2,000円計上いたしております。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、介護給付費準備基金積立金として3万1,000円計上しております。

29ページをお願いいたします。

款6 公債費、項1 公債費、目1 利子については、一時借り入れとして60万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 介護保険料については、現年度分として、特別徴収対象者7,698名分、5億958万1,000円、普通徴収対象者708名分、3,665万円、介護保険料全体で5億4,683万8,000円計上しております。

款2 介護サービス事業収入、項1 介護サービス事業収入、目1 介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成料として985万3,000円計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた3億6,490万2,000円計上しております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金についても同様に、補助割合を乗じた998万3,000円計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業それぞれ平成27年度の予防給付費等の実績に75歳以上高齢者の伸び率及び平成26年度の上限額に65歳以上高齢者の伸び率等を算定した額に定率の負担割合を乗じた4,397万4,000円計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた5億5,911万1,000円計上しております。

目2 地域支援事業交付金については、歳出、款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費の額に定率の負担割合を乗じた1,679万6,000円計上しております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億8,406万5,000円を計上いたしております。

項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金については、介護予防・日常生活支援総合事業費それぞれに定率の負担割合を乗じた1,699万5,000円計上しております。

13ページをお願いいたします。

項3 委託金、目1 総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として1万1,000円計上しております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、保険給付事業繰入金として3億1,756万6,000円、介護サービス事業繰入金として811万7,000円計上し、合わせて合計3億2,568万3,000円計上しております。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金については、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分を過年度に積み立てた基金から介護保険給付費に補填する繰入分として271万3,000円を計上しております。

歳入についての説明を終わります。

以上で議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第35 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第35、議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別

会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成28年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を3億4,772万円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億6,438万8,000円、繰入金7,572万9,000円等であります。

歳出につきましては、総務費1,232万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億3,489万3,000円等を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、被保険者証郵送料等の事務経費や番号制度に伴うシステム改修委託料など、合わせて1,032万9,000円を計上いたしております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で、保険料決定通知書等の郵送料、コンビニ収納代行手数料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて199万8,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は3億3,489万3,000円計上しております。後期高齢者医療

広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、2億6,438万8,000円を計上いたしております。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として700万円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用で、987万8,000円計上しております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するために、一般会計から繰り入れた後に広域連合に納付するものでございます。5,352万7,000円を計上しております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分1億8,472万2,000円、普通徴収分7,916万6,000円、滞納繰越分50万円、全体で2億6,438万8,000円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として1,000円計上しております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金と合わせて7,572万9,000円を計上しております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度の保険料納付金として700万円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上しております。

項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円計上しております。

項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金50万円及び保

険料の還付未済金として1,000円を計上いたしております。

以上で議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第36 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第36、議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成28年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,262万円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,198万円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,262万円を計上しております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程しました議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、11ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1墓園事業費でございますが、目1一般管理費につきましては、使用者管理に係る費用でございます。内訳につきましては、募集などによる経費として69万1,000円、返還還

付金として400万円、一般会計への繰出金として91万1,000円の計上でございます。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13委託料のうち清掃業務委託については、シルバー人材センターを予定しております。植木維持管理委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定などがございます。車止め開閉業務委託については、地元自治会にお願いしております。委託料としましては646万1,000円の計上でございます。

次に、7ページの歳入を説明させていただきます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料につきましては、墓園永代使用料10基分としまして560万円の計上をいたしております。

項2手数料、目1墓園手数料につきましては、年間管理料932基分としまして638万円を計上いたしております。

また、款3繰入金でございますが、墓園管理費の歳入不足分を基金繰入金としまして63万7,000円計上いたしております。平成28年度は歳入歳出予算額の総額を1,262万円の予算としております。

以上で今回上程しました平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第37 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第37、議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算につい

て説明を申し上げます。

平成28年度下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額を19億6,936万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び手数料4億9,843万7,000円、繰入金10億9,202万6,000円、町債3億1,370万円等であります。

歳出につきましては、下水道費6億9,173万1,000円、公債費11億9,563万3,000円等を計上しております。

第2表の債務負担行為でございますが、これは平成28年度の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定しております。

その他、第3表の地方債を3事業設定し、一時借入金については前年度と同様に限度額を3億円としております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から詳細説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費、節19負担金・補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水の終末処理を行う揖保川浄化センターに対する負担金のことで、2億8,600万円でございます。電気料金及び労務単価の値上げにより増加したため、前年度比1,418万5,000円、5.2%の増でございます。また、揖保川流域下水道建設負担金につきましては、同センター等の改築工事負担金のことで、2,407万3,000円でございます。前年度比1,459万円、37.7%の減でございます。節

27公課費の消費税につきましては、本年6月の予定納税額は682万3,000円、同年9月の確定申告精算納税額は953万3,000円、同年12月と翌年3月の予定納税額は1,500万円と見込み、合計3,135万6,000円でございます。前年度比608万3,000円、24%の増でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道事業費、節13委託料の法適化支援アドバイザー業務委託料につきましては、下水道事業の健全経営を目的に、おおむね平成30年度を目途に公営企業会計への移行を行うに当たり、法適化基本方針の策定等に関する業者からの必要な指導、助言、支援に係る費用のことでございます。また、雨水幹線検討業務委託料につきましては、町内の浸水箇所における雨水幹線整備手法の検討等を行う費用のことでございます。委託料全て合わせまして1,480万円でございます。前年度比1,350万円の増でございます。節15工事請負費につきましては、新築家屋等の公共下水道接続に係る公共ます設置工事費、下水道管布設工事費、JR網干駅西南土地地区画整理事業に伴う下水道管布設工事費及び雨水4号幹線枝線整備工事費を計上しております。また、雨水タンクの普及啓発を図るため、町内の4公民館に設置する費用を計上しております。合わせて1億4,986万4,000円でございます。前年度比1,651万5,000円、10%の減でございます。

款1下水道費、項1下水道費、目4前処理場管理費、節11需用費の修繕料につきましては、耐用年数の経過に伴いオートスクリーンNo.2駆動チェーンが弛緩していることから必要な予算を要求するもので、合わせて237万6,000円でございます。前年度比106万2,000円、80.8%の増でございます。

続きまして、21ページをお願いします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金費、節25積立金の下水道事業基金積立金につきましては、先に御説明申し上げましたとおり、下水道事業の健全経営を目的に、おおむね平成30年度を目途に公営企業会計への移

行を行うに当たって、資本的収支予算決算の補填財源が必要となることから、その資金を積み立てるもので、8,000万円でございます。前年度比5,000万円、38.5%の減でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の詳細説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、節2下水道過年度使用料の過年度分一般汚水下水道使用料につきましては、直近の実績をもとに増を見込み、550万円でございます。前年度比100万円、22.2%の増でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、公共下水道事業費の負担金・補助及び交付金にて予算計上いたしました雨水貯留槽設置補助金として、前年度予算において区画整理事業の進捗状況により繰り越しました糸井地区に係る下水道管布設補助金並びに雨水4号幹線枝線整備補助金で、5,720万円でございます。補助率はいずれも通常の10分の5でございます。前年度比1億1,400万円、66.5%の減でございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては、下水道事業分は前年度比2,976万円、3%増の10億840万8,000円でございます。また、前処理場事業分は前年度比1,077万円、11.4%の減の8,361万8,000円でございます。合わせて10億9,202万6,000円でございます。前年度比1,899万円、1.7%の増でございます。

款6町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道債につきましては、下水道事業分として公共下水道事業債、流域下水道事業債及び資本費平準化債で、3億1,130万円の発行を予定しております。前年度比7,940万円、20.3%の減でございます。また、前処理場事

業分として、流域下水道事業債で240万円の発行を予定しております。前年度比9,310万円、97.4%の減でございます。合わせて3億1,370万円でございます。前年度比1億7,250万円で、35.4%の減でございます。

最後に、4ページをお願いします。

第2表の債務負担行為でございますが、これは28年度の兵庫西流域下水道汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額をそれぞれ設定しております。

続きまして、第3表の地方債でございますが、町債の発行予定額を限度額として、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ設定しております。

以上で平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第38 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算**

○議長（井村淳子） 日程第38、議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成28年度水道事業会計におきます第3条の収益的収入は5億2,354万1,000円とし、営業収益は4億2,368万4,000円を見込んでおります。一方、収益的支出における事業費用については5億3,637万6,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は4億9,454万5,000円を見込んでおります。

次に、第4条予算の資本的支出につきましては、建設改良費3億3,079万8,000円、企業

債償還金4,465万円、投資有価証券購入費7億円であります。支出総額10億7,544万8,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において工事負担金10万円、補助金2,000万円、投資有価証券償還受入金7億円を予定しております。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,534万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ただいま上程されました議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。平成28年度予算の実施計画でございます。収益的収入及び支出の一覧を款項目ごとに表記しております。

4ページは、同様に資本的収入及び支出の実施計画でございます。これらの詳細につきましては後ほど24ページ以降で説明をさせていただきます。

5ページの予定キャッシュ・フロー計算書は、平成28年度当初予算どおりに執行した場合の資金の推移を表示したものでございます。平成28年度末には平成27年度末より2億1,910万3,000円資金残高が減る見込みでございます。

6ページから10ページにつきましては給与費明細書でございますが、職員8名に係る人件費の支給内容でございます。平成27年度当初予算の人件費に比ばまして1,251万7,000円の増額となっております。

11ページは、平成28年度の予定損益計算書でございます。全て消費税及び地方消費税を抜いて計算しておりますので、個々の予算額とは異なっております。営業損失は8,644万

4,000円、経常損失は560万3,000円となり、平成28年度純損失は730万2,000円が見込まれております。

12ページ、13ページは、平成28年度予定貸借対照表でございます。平成28年度末の財政状況をあらわすもので、12ページに資産、13ページに負債及び資本をあらわしております。

14ページと15ページは、新会計基準に基づく注記を列挙したものです。

16ページから21ページは、平成27年度決算見込み額をもとに作成しました予定キャッシュ・フロー、予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表でございます。先ほど御説明いたしました平成28年度財務諸表と全く同様の形式でございます。この平成27年度数値をもとに1年後の状況をあらわしたものが平成28年度の予定財務諸表でございます。

続きまして、予算内訳明細に入らせていただきます。

22ページ、収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大部分をなす目1給水収益、節1水道使用料は、前年度実績等を勘案し、3億9,060万9,000円を見込み、有収水量は342万3,000立方メートルを見込んでおります。

目3その他営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理等負担金として200万円、下水道使用料徴収事務費として2,406万8,000円の合計2,606万8,000円でございます。

23ページ、項営業外収益、目3長期前受金戻入は、減価償却費に対する特定財源の収益化額として9,518万4,000円でございます。

次に、24ページ、収益的支出の部でございます。

目1原浄水費は、浄水場で水道水をつくることに要する経費でございます。節9委託料は、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費などを合わせて1,991万6,000円を計上しております。節13動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で、

4,560万円を予定しております。

25ページ、節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から年間51万1,000立方メートルを受水し、7,591万2,000円を計上しております。

次に、目2配水費ですが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費で、合計1,324万1,000円を計上しております。

目3給水費は、給水サービスに要する経費でございます。節7委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費などとして1,261万円を計上しております。

26ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しており、合計3,236万3,000円を計上しております。

27ページ、目7退職給付費は、退職手当組合への負担金と特別負担金で675万6,000円、退職給付引当金への引き当て額560万6,000円を計上しております。

28ページ、項営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の12件、地方公共団体金融機構の21件分の借入利息として1,896万7,000円を予定しております。

次に、29ページ、資本的収入の部でございます。

目1国庫補助金2,000万円につきましては、福地地内外老朽管更新工事（その2）の財源に計画をしております。

また、目1投資有価証券償還受入金を7億円と見込んでおりますが、これは投資有価証券購入費と同額としております。

次に、資本的支出の部でございます。

目1配水施設改良費、節1委託料では国庫補助申請業務委託及び鼓ヶ原地内配水管更新実施設計業務委託を、節2工事請負費には福地地内外老朽管更新工事（その2）及び鼓ヶ原地内配水管更新工事の費用を計上しております。

目2固定資産購入費には、節1機械及び装置購入費として老原浄水場の膜モジュール

70本の交換ほか、節2工具、器具及び備品購入費には、料金・会計システムのハード・ソフト更新費用等2,097万2,000円を計上しております。

目1企業債償還金については、財務省財政融資資金11件、地方公共団体金融機構21件の合計4,465万円でございます。この償還金により平成28年度末の企業債残高は、31ページにありますように、8億1,078万1,000円となる見込みでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時04分）

（再開 午後4時04分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第39 議案第17号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第39、議案第17号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第17号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当町は、特別職の職員及び教育長の期末手当については、一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第17号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当町は、特別職（町長、副町長）の職員及び教育長の期末手当については、一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月数を改正するものでございます。

それではまず、第1条、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.10月分を引き上げております。この改正により特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.0月分」から「4.1月分」となります。所要額は15万1,000円となっております。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございます。6月「1.95月」、12月「2.15月」を6月「2.00月」、12月「2.10月」に改正しております。支給総月数は変更ございません。

次に、第3条について説明をいたします。

旧太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第2条におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止規定は適用せず、廃止前の太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有

するとされていることから、教育長の期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.10月分引き上げております。この改正により教育長の期末手当の年間支給月数は「4.0月分」から「4.1月分」となります。所要額は6万9,000円となっております。

次に、第4条について説明いたします。

第3条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでございます。6月「1.95月」、12月「2.15月」を6月「2.00月」、12月「2.10月」に改正しております。支給総月数は変更ございません。

なお、第1条及び第3条の改正につきましては平成27年12月1日より遡及適用、第2条及び第4条の改正につきましては平成28年4月1日の施行としております。

また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務常任委員会に

付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第40 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第40、議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定するものでございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（井村淳子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものでございます。

本年の人事院勧告について、その骨子は、民間給与との格差1,469円、0.36%を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を実施することなどとなっております。

ります。

また、賞与を民間の支給割合に見合うよう、「4.1月分」から「4.2月分」に引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとなっております。

なお、給料については平成27年4月より遡及適用すること、勤勉手当については12月期の支給分で調整することが勧告されています。

次に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職務給の原則に基づき、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したものを給与条例に定める必要があることから、当該表について規定することとしております。

また、人事評価結果を任用、給与等へ反映させる必要があり、平成24年人事院勧告に基づく55歳を超える職員の標準成績での昇給停止について、人事評価結果の昇給への反映を検討する過程で保留としていたことから、当該反映の導入に際し、勧告内容どおり改正するものでございます。

それではまず、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、給料表の改正について、第3条に係る別表第1を、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を実施、その他は、給与制度の総合的見直しなどにより、高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定しております。対象職員は197名であります。平成27年4月1日より、給与制度の総合的見直しにより、給料表水準を平均2%引き下げ、その経過措置として、給料表の切りかえに伴う激変緩和のための経過措置、3年間の現給保障が設けられ、現在も現給保障中の職員が存在することから、支給額としての影響のある職員は105名であり、所要額175万7,000円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における勤勉手当の改正について、第20条第2項第1号を、支給月数0.1月分の引き上げに伴い、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げております。この改正により当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.1月分」から「4.2月分」となります。

また、再任用職員においては、同項第2号を、支給月数0.05月分の引き上げに伴い、12月の勤勉手当を0.05月分引き上げております。この改正により当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「2.15月分」から「2.2月分」となります。給料表の改正に伴う6月の期末勤勉手当の増額分と合わせて所要額は734万円となっております。

次に、第2条について説明いたします。

まず、第1条について、本条例が参照する地方公務員法の条項のずれを改正しております。

次に、第3条におきまして、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、職務給の原則に基づき、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したものを給与条例に定める必要があることから、当該表について定めることと規定しております。

なお、その内容は、別表第1の2において、1級、主事、保育士、教諭、養護教諭の職務、2級、高度な知識または経験を必要とする業務を行う主事、保育士、教諭、養護教諭の職務、3級、主査の職務、特に高度な知識または経験を必要とする業務を行う保育士、教諭、養護教諭の職務、4級、係長、主任主査、主任保育士、主任教諭、主任養護教諭の職務、5級、室長、副課長、副所長、園長、副事務局長の職務、出先機関の所長、館長の職務、6級、部長、課長、所長、事務局長の職務、困難な業務を行う出先機関の所長、館長の職務と規定しております。

次に、第8条の昇給に関する規定についても、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価結果を任用、給与等へ反映させる必要があるため、第1項におきま

して、勤務成績の判定期間を規則で定めることとしております。

また、第3項におきまして、55歳を超える職員における昇給につきまして、平成24年人事院勧告をもとに、勤務成績が極めて良好または特に良好である場合にのみ行うことを規定しております。

次に、第20条の勤勉手当の改正について、第1項において、勤務成績の判定期間に関する箇所などを運用実態に合わせて改正しております。

また、第2項におきましては、第1条で改正しました勤勉手当の月数について支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員について、6月「0.75月」、12月「0.85月」を「0.8月」ずつに改正しております。また、再任用職員については、6月「0.35月」、12月「0.4月」を「0.375月」ずつに改正しております。それぞれ支給総月数は変更ございません。

なお、改正につきましては、平成28年4月1日の施行としております。

また、附則第3条におきまして、平成29年1月1日に行われる第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項の規定による昇給については、平成30年1月1日の昇給より人事評価結果を反映することとしているため、同条例第8条第3項の規定にかかわらず、従前の例によることと規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（井村淳子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号

は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後4時22分）

（再開 午後4時22分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第41 発議第1号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（井村淳子） 日程第41、発議第1号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、中島貞次議員。

○中島貞次議員 発議第1号太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議者を代表して趣旨説明をさせていただきます。

町長等が議員等に質問等の内容を確認すること並びに議員等の意見、考え方及び根拠を明確にするため、町長等が議員等に質問する制度を確立するため、太子町議会会議規則に第54条の2、（町長等の反問）として新たに規定するものであります。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。趣旨説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（井村淳子） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

2月25日から2月29日まで議案調査等のため休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。

したがって、2月25日から2月29日まで本会議を休会することに決定しました。

次の本会議は3月1日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後4時26分)